

2018 年度
調査報告書

障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究
2018



〔共同研究者〕

日本福祉大学 スポーツ科学部 教授 藤田 紀昭

目次

I. 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査方法	1
3. 調査の実施体制	1
II. 調査結果（質問紙調査）	2
1. 施設情報	2
(1) 障害者専用・優先スポーツ施設の定義	2
(2) 障害者専用・優先スポーツ施設の設置状況	3
2. 施設分類	8
3. 障害者専用・優先スポーツ施設の設置年と設置者	9
4. 障害者専用・優先スポーツ施設に付帯する施設	11
5. 障害者専用・優先スポーツ施設の管理運営状況	12
6. 障害者専用・優先スポーツ施設の利用状況	15
(1) 総利用者数	15
(2) 施設利用者の集計方法	16
(3) 利用者の利用状況	17
7. スポーツ指導者の配置状況	19
(1) 有給または有償のスポーツ指導者数	19
(2) 障害者スポーツ指導に関わる有資格者の内訳	20
8. 障害者専用・優先スポーツ施設の実施事業	22
(1) 障害者専用・優先スポーツ施設の実施事業	22
(2) 障害者スポーツ教室	23
(3) 障害者スポーツ大会・イベント	26
(4) 巡回スポーツ教室（出張教室）の実施状況	31
(5) 巡回スポーツ教室（出張教室）の実施場所	36
9. 障害者専用・優先スポーツ施設の修繕・建て替え状況	37
III. 調査結果（ヒアリング調査）	38
1. 大江病院体育館	39
2. 東京都障害者総合スポーツセンター	42
3. 日本財団パラアリーナ	46
4. 岐阜県福祉友愛アリーナ	49
5. サン・アビリティーズ城陽	52
6. 太陽の家サンスポーツセンター	55
IV. まとめと考察	58
V. 参考文献・付録	64

注)「しょうがい」の用語は、「障がい」「障害」「障碍」などがあるが、本報告書では、固有名詞以外は、法律上の「障害」を使用した。

I. 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、我が国の障害者スポーツ専用施設、および優先施設(以下、「障害者専用・優先スポーツ施設」)の設置状況とその概要、利用者数等を明らかにし、障害者スポーツの普及、振興状況を把握するための基礎資料とすることを目的に実施した。

2. 調査方法

1) 文献調査

文献調査(インターネットによる情報収集を含む)により、障害者専用・優先スポーツ施設の要件を満たす施設候補をリストアップした。

2) 質問紙調査

障害者専用・優先スポーツ施設の抽出、施設概要、運営状況等について、それぞれ質問紙調査を行った。

①調査対象

全国の障害者スポーツ専用施設、または障害者が優先的に利用できるスポーツ施設 141施設

②調査項目

- ・施設の設置および管理状況
- ・施設の付帯設備設置状況
- ・施設の利用者(2015～2017年度)の状況
- ・施設の指導者
- ・施設の実施事業
- ・施設の修繕/建て替え

③調査期間

2018年9月～11月

④調査方法

郵送法*

(*注) 対象施設が希望した場合は、調査票データをメールで送付し、回答済み調査票をメール添付で返送していただいた。

⑤回収状況

・回収:108(回収率 76.5%)

3. 調査の実施体制

本調査は、以下の学識者と笹川スポーツ財団の共同研究により実施した。

日本福祉大学	スポーツ科学部	教授	藤田 紀昭
〃		助教	安藤 佳代子
〃		助教	兒玉 友
公益財団法人笹川スポーツ財団		主任研究員	小淵 和也
〃		主席研究員	澁谷 茂樹

Ⅱ. 調査結果(質問紙調査)

1. 施設情報

(1)障害者専用・優先スポーツ施設の定義

藤田らと笹川スポーツ財団は、「障害者スポーツ施設に関する研究」(2010 年度、2012 年度、2015 年度)において、障害者の運動・スポーツ活動のために、整備・運営されている施設について、設置根拠となる法律や整備のための財源に基づき整理した。2015 年度調査では、全国の障害者専用・優先スポーツ施設は 139 施設となっている。本調査で対象とした施設は以下のとおりである。

- ①身体障害者福祉センター(A 型)
- ②旧勤労身体障害者体育施設
- ③旧勤労身体障害者教養文化体育施設(サン・アビリティーズ)
- ④身体障害者福祉センター(B 型)
- ⑤都道府県および政令指定都市リハビリテーションセンター
- ⑥障害者更生センター

これらの他にも、各地に障害者が専用で利用する施設や優先的に利用できる施設があることから、障害者専用・優先スポーツ施設の要件を以下の 2 点とした。

- 要件 1 体育館、またはプールのいずれかを所有している
- 要件 2 利用を希望する個人、および団体に施設を貸し出している
(障害者の個人利用と団体利用がある)

(2) 障害者専用・優先スポーツ施設の設置状況

我が国の障害者専用・優先スポーツ施設は2015年度調査では139施設であったが、本調査では141施設となった(図表1-1)。141施設の施設名、住所、設置分類、設置年の一覧については図表1-2に示した。

図表 1-1 障害者専用・優先スポーツ施設数の遷移

		施設数	備考
2015年度調査時の施設数		139	
(－)	閉鎖した施設	8	
	上記要件を満たさなくなった施設 (障害児・者の活動が見られなかった施設)	2	
2015年度調査からの継続施設		129	(改修で休館中の2施設含む)
(＋)	新規に設置された施設	4	
	上記要件を満たした施設 (新たに障害児・者の活動が判明した施設)	8	
2018年度調査後の施設数		141	

図表 1-2 障害者専用・優先スポーツ施設一覧

都道府県	番号	名称	住所	施設分類	設置年	設置者
北海道	1	サン・アビリティーズくしろ	〒084-0905 北海道釧路市島取南7-2-20	教・文体育	1982	市区町村
	2	札幌市身体障害者福祉センター	〒063-0802 北海道札幌市西区二十四軒2条6丁目	A型/B型	A型1978年 B型1987年	市区町村
	3	苫小牧市福祉ふれあいセンター*	〒053-0045 北海道苫小牧市双葉町3-7-3	B型	2016	市区町村
	4	函館市総合福祉センター	〒040-0063 北海道函館市若松町33-6	A型	1994	市区町村
	5	旭川市障害者福祉センター おびった	〒078-8391 旭川市宮前1条3丁目3番7号	その他	2002	市区町村
青森県	6	青森県身体障害者福祉センター (ねむのき会館)	〒030-0122 青森県青森市大字野尻字今田52-4	A型	1973	都道府県
	7	八戸福祉会館	〒031-0001 青森県八戸市類家4-3-1	体育	1978	市区町村
	8	弘前市身体障害者福祉センター	〒036-8057 青森県弘前市大字八幡町1-9-17	B型	1981	市区町村
岩手県	9	ふれあいランド岩手	〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8地割1-3	その他	1994	都道府県
	10	岩手県勤労身体障がい者体育館*	〒020-0122 岩手県盛岡市青山4-12-31	体育	1977	都道府県
	11	障がい者ふれあい交流施設 サン・アビリティーズ一関	〒021-0821 岩手県一関市三関字桜町36-3	教・文体育	1985	市区町村
宮城県	12	宮城県障害者総合体育センター	〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-1	体育	1974	都道府県
	13	元気フィールド仙台	〒983-0039 宮城県仙台市宮城野区新田東4-1-1	その他	2007	市区町村
	14	宮城県障害者福祉センター	〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-2	A型	1983	都道府県
秋田県	15	秋田県勤労身体障害者スポーツセンター	〒010-1602 秋田県秋田市新屋下川原町2-4	体育	1976	都道府県
	16	大館市立中央公民館 (旧 サンアビリティーズ大館)	〒017-0822 秋田県大館市桜町南45-1	教・文体育	1985	市区町村
	17	秋田県社会福祉会館	〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1-5	A型	1968	都道府県
山形県	18	山形市福祉体育館	〒990-0021 山形県山形市小白川町2-3-33	体育	1981	市区町村
福島県	19	いわきサン・アビリティーズ	〒972-8321 福島県いわき市常盤湯本町上浅貝5-1	教・文体育	1986	市区町村
	20	福島県勤労身体障がい者体育館	〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原29-3	体育	1976	都道府県
	21	郡山市障害者福祉センター	〒963-8833 福島県郡山市香久池1-15-15	B型/その他	1983	市区町村
茨城県	22	水戸サン・アビリティーズ	〒310-0913 茨城県水戸市見川町2563-705	教・文体育	1983	市区町村
栃木県	23	宇都宮市サン・アビリティーズ	〒321-0112 栃木県宇都宮市屋敷町251-1	教・文体育	1984	市区町村
	24	とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター* (わかさアリーナ)	〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号	その他	2016	都道府県
	25	足利市民プラザ身体障害者スポーツセンター	〒326-0823 栃木県足利市朝倉町264	体育	1979	市区町村
群馬県	26	群馬県立ふれあいスポーツプラザ	〒379-2214 群馬県伊勢崎市下触町238-3	その他	1991	都道府県
	27	ハーモニー高崎ヶアセンター	〒370-0035 群馬県高崎市柴崎町1746	その他	1995	市区町村
	28	前橋サン・アビリティーズ	〒371-0816 群馬県前橋市上佐島町539-2	教・文体育	1983	市区町村
	29	群馬県立ゆうあいビック記念温水プール	〒377-0006 群馬県渋川市行幸田3011	その他	1997	都道府県
埼玉県	30	埼玉県障害者交流センター	〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1	A型	1990	都道府県
	31	所沢サン・アビリティーズ	〒359-0025 埼玉県所沢市大字上安松1286-7	体育	1984	市区町村
	32	埼玉県総合リハビリテーションセンター	〒362-0057 埼玉県上尾市西貝塚148-1	リハ/リ/その他	1982	都道府県
千葉県	33	戸田市立心身障害者福祉センター	〒335-0015 埼玉県戸田市川岸2-4-8	B型	1986	市区町村
	34	千葉県障害者スポーツレクリエーションセンター (サン・アビリティーズ千葉)	〒263-0016 千葉県千葉市稲毛区天台6-5-1	その他	2003	都道府県
	35	千葉市障害者福祉センター	〒260-0844 千葉県千葉市中央区千葉寺町1208-2	B型	1999	市区町村
	36	千葉市療育センターふれあいの家	〒261-0003 千葉県千葉市美浜区高浜4-8-3	B型	1980	市区町村
東京都	37	東京都多摩障害者スポーツセンター*	〒186-0003 東京都国立市富士見台2-1-1	A型	1984	都道府県
	38	東京都障害者総合スポーツセンター	〒114-0033 東京都北区十条台1-2-2	A型	1986	都道府県
	39	全国身体障害者総合福祉センター (戸山サンライズ)	〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1	A型	1984	国
	40	港区立障害保健福祉センター	〒105-0014 東京都港区芝1-8-23	その他	1998	市区町村
	41	八王子市東浅川保健福祉センター	〒193-0834 東京都八王子市東浅川町551-1	B型	1991	市区町村
神奈川県	42	三鷹市北野ハビネスセンター	〒181-0003 東京都三鷹市北野1-9-29	B型	1983	市区町村
	43	障害者スポーツ文化センター (横浜ラポール)	〒222-0035 神奈川県横浜港北区島山町1752	A型	1992	市区町村
	44	藤沢市太陽の家 (心身障がい者福祉センター)	〒251-0037 神奈川県藤沢市鶴沼海岸6-6-12	体育	1980	市区町村
	45	サン・アビリティーズ相模原 (けやき体育館)	〒252-0236 神奈川県相模原市中央区富士見6-6-23	教・文体育	1985	市区町村

都道府県	番号	名称	住所	施設分類	設置年	設置者
新潟県	46	新潟県障害者交流センター (新潟ふれ愛プラザ)	〒950-0121 新潟県新潟市江南区亀田向陽1-9-1	A型	1997	都道府県
	47	上越市勤労身体障害者体育館	〒943-0805 新潟県上越市木田1-17-33	体育	1979	市区町村
富山県	48	富山県勤労身体障害者体育センター	〒939-3521 富山県富山市水橋島等298-2	体育	1979	市区町村
	49	サン・アビリティーズ滑川	〒936-0023 富山県滑川市柳原1537-2	教・文体育	1984	市区町村
石川県	50	富山県障害者福祉センター	〒939-8222 富山県富山市蝶川15	A型	1998	市区町村
	51	小松サン・アビリティーズ	〒923-0302 石川県小松市符津町念仏ケ2-7	教・文体育	1985	市区町村
	52	白山市身体障害者・福祉センターこがね荘	〒924-0863 石川県白山市博労二丁目50	A型	1983	市区町村
福井県	53	金沢市障害者高齢者体育館 (駄西むつみ体育館)	〒920-0025 金沢市駄西本町2丁目3-27	その他	1982	市区町村
	54	福井県社会福祉センター	〒910-8516 福井県福井市光陽2-3-22	A型	1980	都道府県
山梨県	55	あけぼの医療福祉センター	〒407-0046 山梨県韮崎市旭町上条南割3251-1	体育/その他	1975	都道府県
長野県	56	長野県障がい者福祉センター (サンアップル)	〒381-0008 長野県長野市下駒沢586	A型	1998	都道府県
	57	長野市立障害者福祉センター	〒381-0904 長野県長野市大字鶴賀276番地10	B型	1982	市区町村
	58	サンスポーツ駒ヶ根	〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂1694長野県看護大学プール棟内	その他	2003	都道府県
岐阜県	59	勤労身体障害者等市民プール	〒503-0804 岐阜県大垣市仲之江3-1-3	リハビ/体育	1977	市区町村
	60	岐阜県福祉友愛プール*	〒500-8368 岐阜県岐阜市鷺山向井2563-18	その他	2016	都道府県
静岡県	61	静岡県身体障害者福祉センター	〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-70	A型	1983	都道府県
	62	静岡市清水みなとふれあいセンター	〒424-0905 静岡県静岡市清水区駒越西2-10-10	B型	1982	市区町村
	63	浜松市発達医療総合福祉センター はままつ友愛のさと	〒434-0023 静岡県浜松市浜北区高蘭775-1	その他	1994	市区町村
愛知県	64	名古屋市障害者スポーツセンター	〒465-0055 愛知県名古屋市東区勢子坊2-1501	A型	1981	市区町村
	65	名古屋市総合リハビリテーションセンター (福祉スポーツセンター)	〒467-8622 愛知県名古屋市瑞穂区彌富町字密柑山1-2	A型	1989	市区町村
	66	愛知勤労身体障害者体育館	〒495-0001 愛知県稲沢市祖父江町祖父江寺西14-5	体育	1978	都道府県
	67	サン・アビリティーズ豊田	〒471-0062 愛知県豊田市西山町5-2-6	教・文体育	1983	都道府県
	68	春日井市福祉文化体育館 (サン・アビリティーズ春日井)	〒486-0857 愛知県春日井市浅山町1-2-61	教・文体育	1984	市区町村
	69	安城市総合福祉センター	〒446-0046 愛知県安城市赤松町大北78番地1	B型	1991	市区町村
	70	刈谷市心身障害者福祉会館	〒448-0024 愛知県刈谷市下重原町3丁目32番地	その他	1987	市区町村
	71	碧南市身体障害者福祉センター	〒447-0869 愛知県碧南市山神町8-35	B型	1982	市区町村
	72	豊田市障がい者総合福祉会館 障がい者福祉会館	〒471-0062 愛知県豊田市西山町5丁目2番地6	B型	1987	市区町村
	73	豊橋市障害者福祉会館 さくらピア	〒440-0812 愛知県豊橋市東新町15	A型	1982	市区町村
三重県	74	三重県身体障害者総合福祉センター	〒514-0113 三重県津市一身田大古曾670-2	A型	1986	都道府県
	75	四日市市障害者体育センター	〒510-0943 三重県四日市市西日野町4070-1	体育	1979	都道府県
滋賀県	76	滋賀県立障害者福祉センター	〒525-0072 滋賀県草津市笠山8-5-130	A型	1990	都道府県
	77	信楽体育館	〒529-1851 滋賀県甲賀市信楽町長野1310	体育	1978	市区町村
	78	野洲市なかよし交流館	〒520-2351 滋賀県野洲市富波甲1339-24	その他	2007	市区町村
京都府	79	京都府障害者教養文化・体育会館	〒601-8155 京都府京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原37-4	教・文体育	1987	市区町村
	80	京都府障害者スポーツセンター	〒606-8106 京都府京都市左京区高野玉岡町5	A型	1988	市区町村
	81	府立心身障害者福祉センター「サン・アビリティーズ城陽」	〒610-0113 京都府城陽市中戸原	教・文体育	1983	都道府県
大阪府	82	大阪府立福スポーツセンター	〒562-0015 大阪府箕面市福6-15-26	その他	1996	都道府県
	83	大阪市長居障がい者スポーツセンター	〒546-0034 大阪府大阪市東住吉区長居公園1-32	A型	1974	市区町村
	84	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター (アミティ舞洲)	〒554-0041 大阪府大阪市此花区北港白津2-1-46	A型	1997	市区町村
	85	大阪府立障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪)	〒590-0137 大阪府堺市南区城山台5-1-2	A型	1986	都道府県
	86	堺市立健康福祉プラザスポーツセンター	〒590-0808 大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1	A型	2012	市区町村
	87	八尾市立障害者総合福祉センター	〒581-0081 大阪府八尾市南本町8丁目4番5号	B型	2004	市区町村

都道府県	番号	名称	住所	施設分類	設置年	設置者
兵庫県	88	兵庫県立障害者スポーツ交流館	〒651-2181 兵庫県神戸市西区曙町1070	リハビリ/体育	2006	都道府県
	89	オージスポーツ神戸福祉スポーツセンター	〒651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通3-1-32	その他	1994	市区町村
	90	しあわせの村	〒651-1106 兵庫県神戸市北区1番1号	その他	1989	市区町村
	91	西宮市総合福祉センター	〒662-0913 兵庫県西宮市染殿町8-17	A型	1985	市区町村
	92	勤労者体育館 (サン・アビリティーズにしのみや)	〒662-0912 兵庫県西宮市松原町2-41	教・文体育	1986	市区町村
	93	神戸市障害者福祉センター*	〒650-0016 兵庫県神戸市中央区橋通3-4-1	その他	1969	市区町村
	94	神戸市立王子スポーツセンター	〒657-0805 兵庫県神戸市灘区青谷町1丁目1-1	その他	1978	市区町村
	95	伊丹市立障害者福祉センター (アイ愛センター)	〒664-0015 兵庫県伊丹市昆陽池2-10	B型	1991	市区町村
	96	尼崎市立身体障害者福祉センター	〒661-0024 兵庫県尼崎市三反田町1丁目1番1号	B型	1985	市区町村
	97	芦屋市保健福祉センター	〒659-0051 芦屋市具川町14番9号	その他	2010	市区町村
98	明石市総合福祉センター	〒673-0037 明石市貴崎1丁目5-13	その他	1991	市区町村	
99	姫路市立障害者体育館	〒670-0806 姫路市増位新町二丁目37 総合福祉通園センター	その他	2010	市区町村	
奈良県	100	奈良県心身障害者福祉センター	〒636-0344 奈良県磯城郡田原本町宮森34-4	A型	1979	都道府県
	101	奈良市総合福祉センター	〒631-0801 奈良県奈良市左京5-3-1	教・文体育	1986	市区町村
	102	天理市障害者ふれあいセンター	〒632-0052 奈良県天理市柳本町719	教・文体育	1983	市区町村
和歌山県	103	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〒641-0014 和歌山県和歌山市毛見1437-218	その他	2009	都道府県
鳥取県	104	鳥取県立障害者体育センター	〒680-0947 鳥取県鳥取市湖山町西3-129	体育	1977	都道府県
	105	米子サン・アビリティーズ	〒683-0003 鳥取県米子市皆生3-16-20	教・文体育	1987	市区町村
島根県	106	島根県立はつらつ体育館	〒690-0015 島根県松江江市上乃木7-1-27	体育	1979	都道府県
	107	サン・アビリティーズいずも	〒693-0002 島根県出雲市今市町北本町3-1-20	教・文体育	1987	市区町村
岡山県	108	岡山市障害者体育センター	〒700-0843 岡山県岡山市北区二日市町56	体育	1981	市区町村
広島県	109	広島市心身障害者福祉センター	〒732-0052 広島県広島市東区光町2-1-5	A型	1983	市区町村
	110	広島県立障害者リハビリテーションセンター スポーツ交流センター	〒739-0036 広島県東広島市西条町田口295-3	A型	1996	都道府県
	111	福山市障害者体育センター	〒721-0964 広島県福山市港町1-11-10	体育	1977	市区町村
山口県	112	下関市障害者スポーツセンター	〒751-0823 山口県下関市貴船町3-4-1	体育	1978	市区町村
	113	サン・アビリティーズ光	〒743-0075 山口県光市室積沖田6-1	教・文体育	1987	市区町村
	114	山口県身体障害者福祉センター	〒753-0092 山口県山口市八幡馬場36-1	A型	1974	都道府県
徳島県	115	徳島県立障がい者交流プラザ	〒770-0005 徳島県徳島市南矢三町2-1-59	その他	2006	都道府県
香川県	116	かがわ総合リハビリテーション福祉センター	〒761-8057 香川県高松市田村町1114	リハビリ/A型/体育	1986	都道府県
愛媛県	117	愛媛県身体障がい者福祉センター	〒790-0843 愛媛県松山市道後町2-12-11	A型	1982	都道府県
	118	サン・アビリティーズ今治	〒799-1502 愛媛県今治市喜田村2-1-10	教・文体育	1986	市区町村
高知県	119	高知県立障害者スポーツセンター	〒781-0313 高知県高知市春野町内ノ谷1-1	体育	1996	都道府県
福岡県	120	福岡市立障がい者スポーツセンター (さん・さんプラザ)	〒815-0031 福岡県福岡市南区清水1-17-15	A型	1984	市区町村
	121	クローバープラザ	〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7	その他	1996	都道府県
	122	北九州市障害者スポーツセンター アレアス	〒802-0061 北九州市小倉北区三郎丸3丁目4番1号	その他	2012	市区町村
	123	サン・アビリティーズいづか	〒820-0011 福岡県飯塚市柏の森956-4	教・文体育	1983	市区町村
	124	サン・アビリティーズおおむた	〒836-0004 福岡県大牟田市大字手鎌1380-3	教・文体育	1984	都道府県
	125	早良障がい者フレンドホーム	〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜1丁目4-1	B型	1994	市区町村

都道府県	番号	名 称	住 所	施設分類	設置年	設置者
佐賀県	126	勤労身体障害者教養文化体育館	〒840-0851 佐賀県佐賀市天祐1-8-5	教・文体育	1983	都道府県
長崎県	127	長崎市障害福祉センター (もちまちハートセンター)	〒852-8104 長崎県長崎市茂里町2-41	A型	1992	市区町村
	128	諫早市新道福祉交流センター	〒854-0045 長崎県諫早市新道町999-1	体育	1968	市区町村
	129	サン・アビリティーズ佐世保	〒857-0852 長崎県佐世保市千尽町3-100	教・文体育	1986	市区町村
熊本県	130	熊本県身体障がい者福祉センター (熊本勤労身体障害者体育館)	〒861-8039 熊本県熊本市長嶺南2-3-2	A型ノ体育	1975	都道府県
	131	宇城市松橋勤労身体障害者教養文化体育施設 (希望の里サン・アビリティーズ)	〒869-0524 熊本県宇城市松橋町豊福1786	教・文体育	1987	市区町村
大分県	132	あすびおおいだ (大分県身体障害者福祉センター)	〒870-0907 大分県大分市大津町2-1-41	A型	1986	都道府県
	133	別府市身体障害者福祉センター	〒874-0835 大分県別府市大字鶴見4310-2	体育	1975	市区町村
	134	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 別府重度障害者センター	〒874-0904 大分県別府市南荘園町2組	リハ'リ	1952	国
宮崎県	135	宮崎市身体障がい者体育センター	〒880-0916 宮崎県宮崎市大字恒久字西原5132	体育	1980	市区町村
	136	都城市勤労身体障害者教養文化施設 (サン・アビリティーズ都城)	〒885-0094 宮崎県都城市都原町3369	教・文体育	1985	市区町村
鹿児島県	137	サン・アビリティーズ川内	〒895-0005 鹿児島県薩摩川内市永利町4107-2	教・文体育	1988	市区町村
	138	鹿児島県障害者自立交流センター	〒890-0021 鹿児島県鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま3F	A型	2000	都道府県
	139	心身障害者総合福祉センター (ゆうあい館)	〒890-0067 鹿児島県鹿児島市真砂本町58番30号	B型	1987	市区町村
	140	知的障害者福祉センター ふれあい館	〒891-0102 鹿児島市星ヶ峯2丁目1-1	その他	2000	市区町村
沖縄県	141	浦添市身体障がい者福祉協会 (サン・アビリティーズうらそえ)	〒901-2126 沖縄県浦添市宮城4-11-1	教・文体育	1985	市区町村

注) 施設番号が白抜きの 26 施設は、(公財)日本障がい者スポーツ協会の「障がい者スポーツセンター協議会※」に加盟。

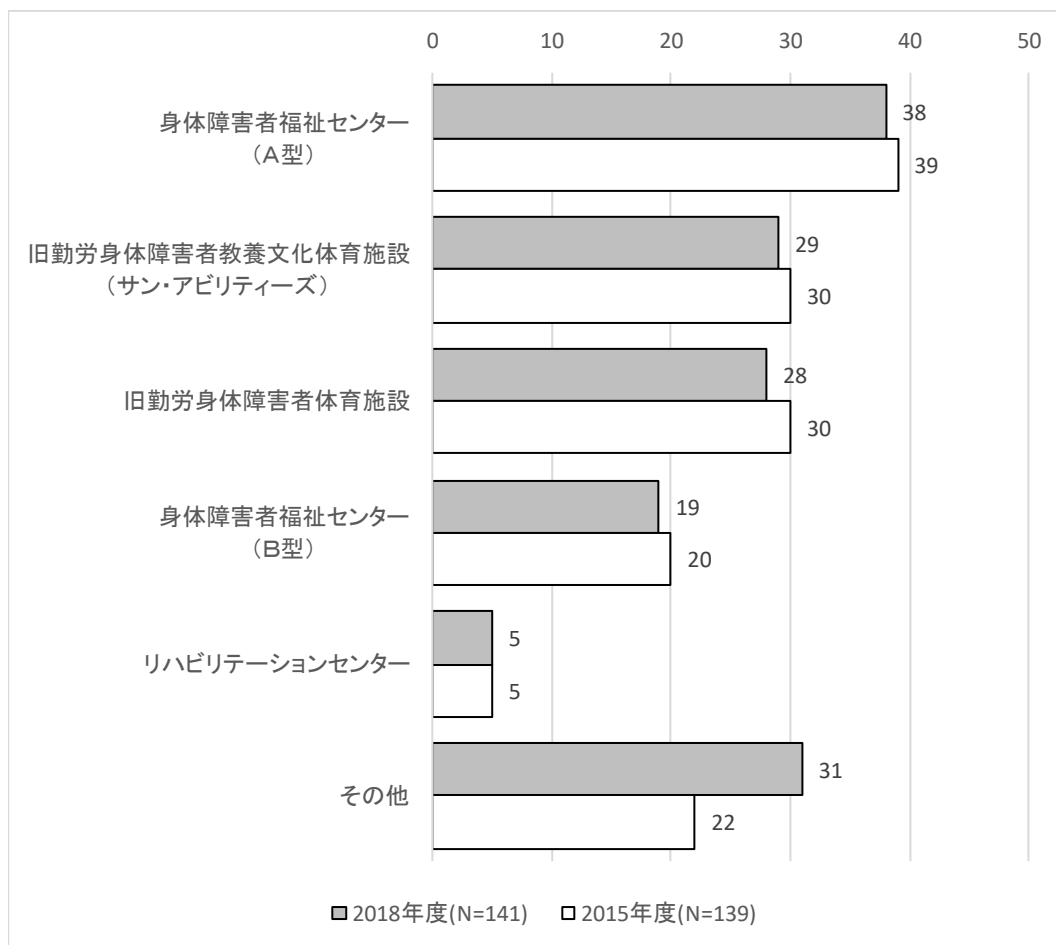
※障がい者スポーツセンター協議会は、施設の運営における諸問題等に関する意見交換や交流の場として
1984年に「身体障害者スポーツセンター協議会(現・障がい者スポーツセンター協議会)」として発足した。

- 3. 「苫小牧市心身障害者福祉センター」が 2016 年に閉鎖し、「苫小牧市福祉ふれあいセンター」が新設。
- 10. 「岩手県勤労身体障がい者体育館」は、耐震工事で休館中。
- 24. 「若草アリーナ」が 2016 年に閉鎖し、「とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター(わかくさアリーナ)」が新設。
- 37. 「東京都多摩障害者スポーツセンター」は、改修中。
- 60. 「旧福祉友愛プール」が 2016 年に閉鎖し、「岐阜県福祉友愛プール」が新設。
- 93. 「神戸市心身障害福祉センター」が 2017 年に「神戸市障害者福祉センター」に機能移転。

2. 施設分類

施設分類別に障害者専用・優先スポーツ施設をみると、「身体障害者福祉センター(A型)」が38施設で最も多く、ついで「旧勤労身体障害者教養文化体育施設(サン・アビリティーズ)」が29施設、「旧勤労身体障害者体育施設」が28施設、「身体障害者福祉センター(B型)」が19施設であった(図表 2-1)。2015年度調査から「その他」が増加したが、「その他」には総合福祉センター、地域活動支援センター、福祉交流施設、社会福祉施設などがあった。

図表 2-1 障害者専用・優先スポーツ施設の施設分類(複数回答)



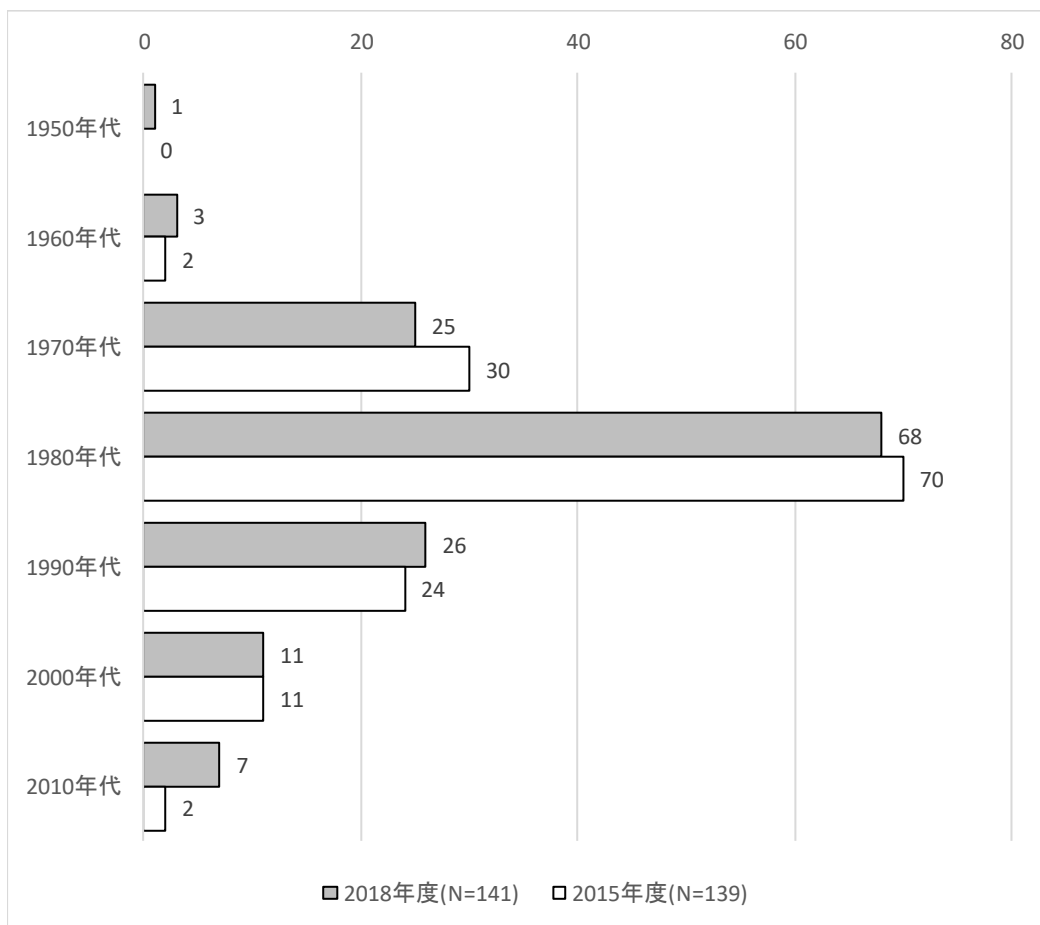
注) 施設によっては、複数の機能を有する施設があるため、複数回答としている。

注) 回収した 108 施設で変更があった施設情報のみ更新、それ以外は前回の調査結果を反映している。

3. 障害者専用・優先スポーツ施設の設置年と設置者

障害者専用・優先スポーツ施設の設置年代別¹の設置数の推移をみると、1980年代が約半数となる68施設で最も多く、ついで「1990年代」(26施設)、「1970年代」(25施設)だった(図表3-1)。2015年度調査以降に新設されたのは、「苫小牧市福祉ふれあいセンター」「とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター(わかくさアリーナ)」「岐阜県福祉友愛プール」の3施設で、いずれも2016年に設置された。

図表 3-1 障害者専用・優先スポーツ施設の設置年

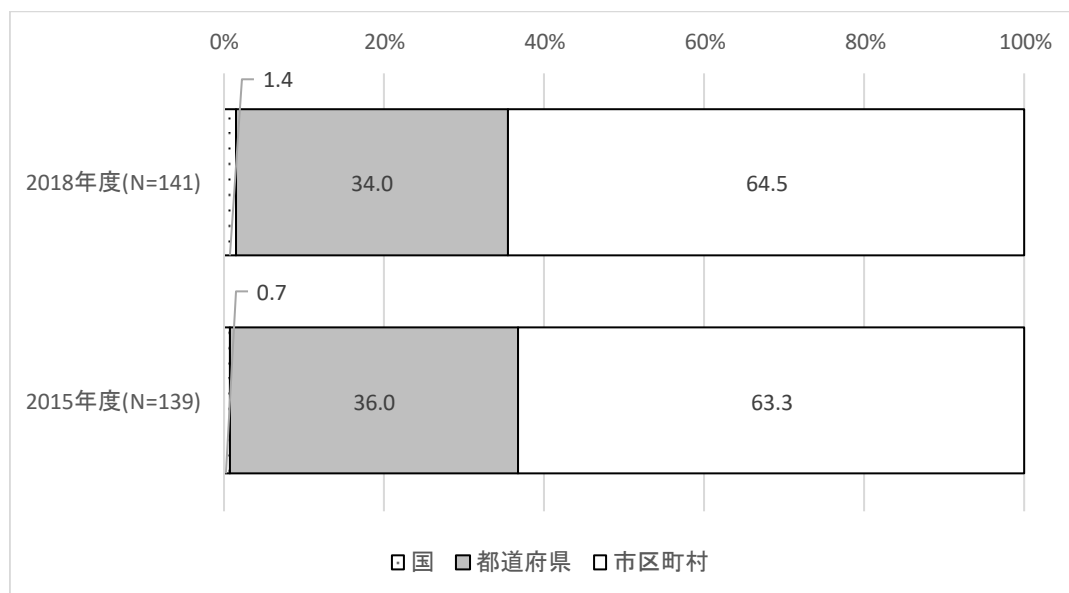


注)回収した108施設で変更があった施設情報のみ更新、それ以外は前回の調査結果を反映している。

¹ 設置後、改修している施設もあるが、ここでは、改修年ではなく設置年を記載している。

障害者専用・優先スポーツ施設の設置者をみると、「市区町村」が 64.5%と最も多く、ついで「都道府県」の 34.0%だった(図表 3-2)。2015 年と調査と比べても大きな違いはみられなかった。

図表 3-2 障害者専用・優先スポーツ施設の設置者

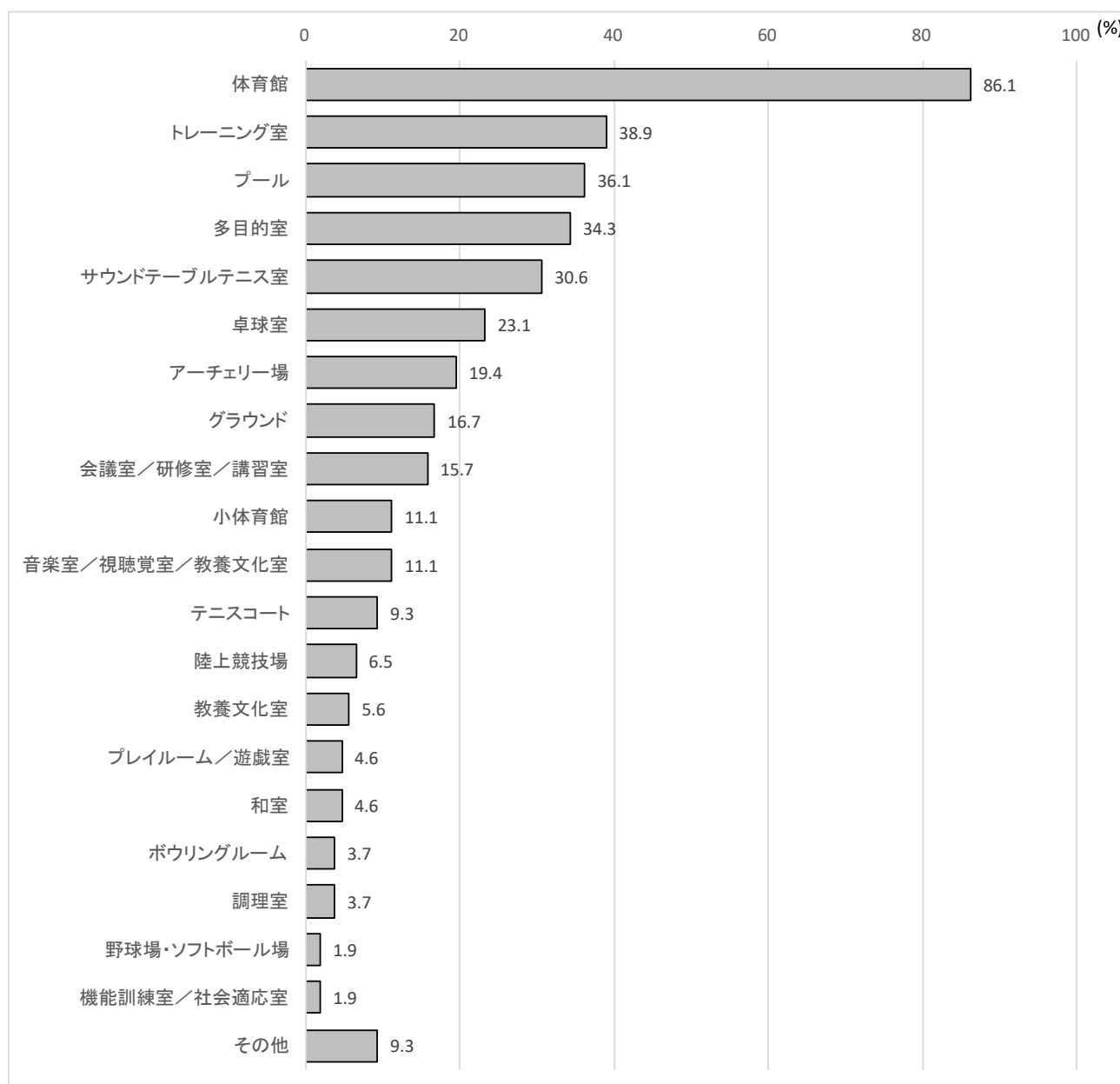


注)回収した 108 施設で変更があった施設情報のみ更新、それ以外は前回の調査結果を反映している。

4. 障害者専用・優先スポーツ施設に付帯する施設

障害者専用・優先スポーツ施設の付帯施設をみると、「体育館」が86.1%と最も多く、ついで「トレーニング室」(38.9%)、「プール」(36.1%)、「多目的室」(34.3%)、「サウンドテーブルテニス室」(30.6%)だった(図表 4-1)。「その他」には、スケートボードパーク、重度体育室、ゲートボール場、クラフトルームなどがあった。

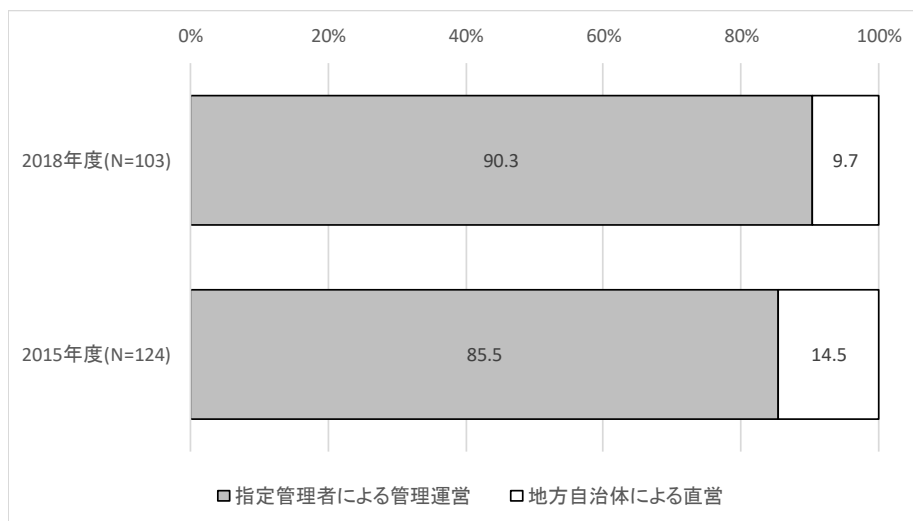
図表 4-1 障害者専用・優先スポーツ施設の付帯する施設(N=108)



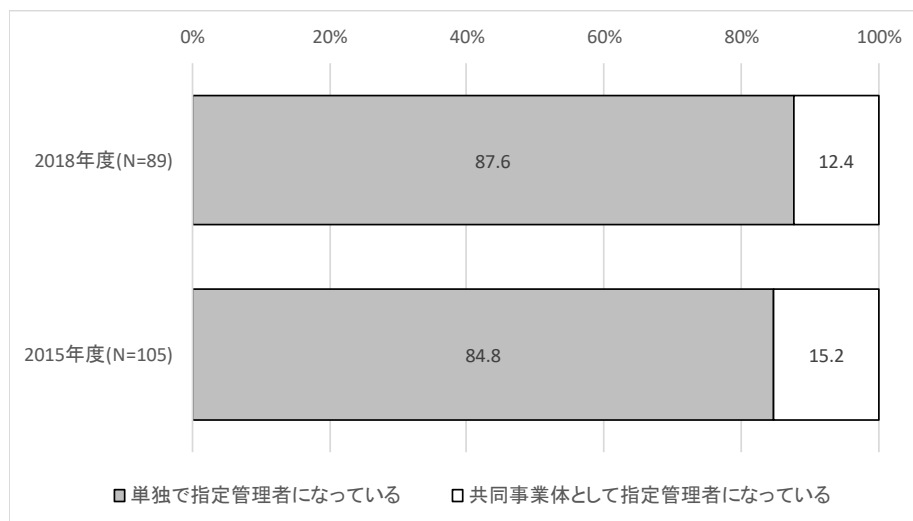
5. 障害者専用・優先スポーツ施設の管理運営状況

障害者専用・優先スポーツ施設の管理運営状況をみると、「指定管理者による管理運営」が90.3%、「地方自治体による直営」は9.7%だった(図表 5-1)。2015年度調査と大きな変化はみられなかった。障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理の事業形態をみると、「単独で指定管理者になっている」が87.6%、「共同事業体で指定管理者になっている」が12.4%だった(図表 5-2)。2015年度調査と大きな違いはみられなかった。

図表 5-1 障害者専用・優先スポーツ施設の管理運営状況

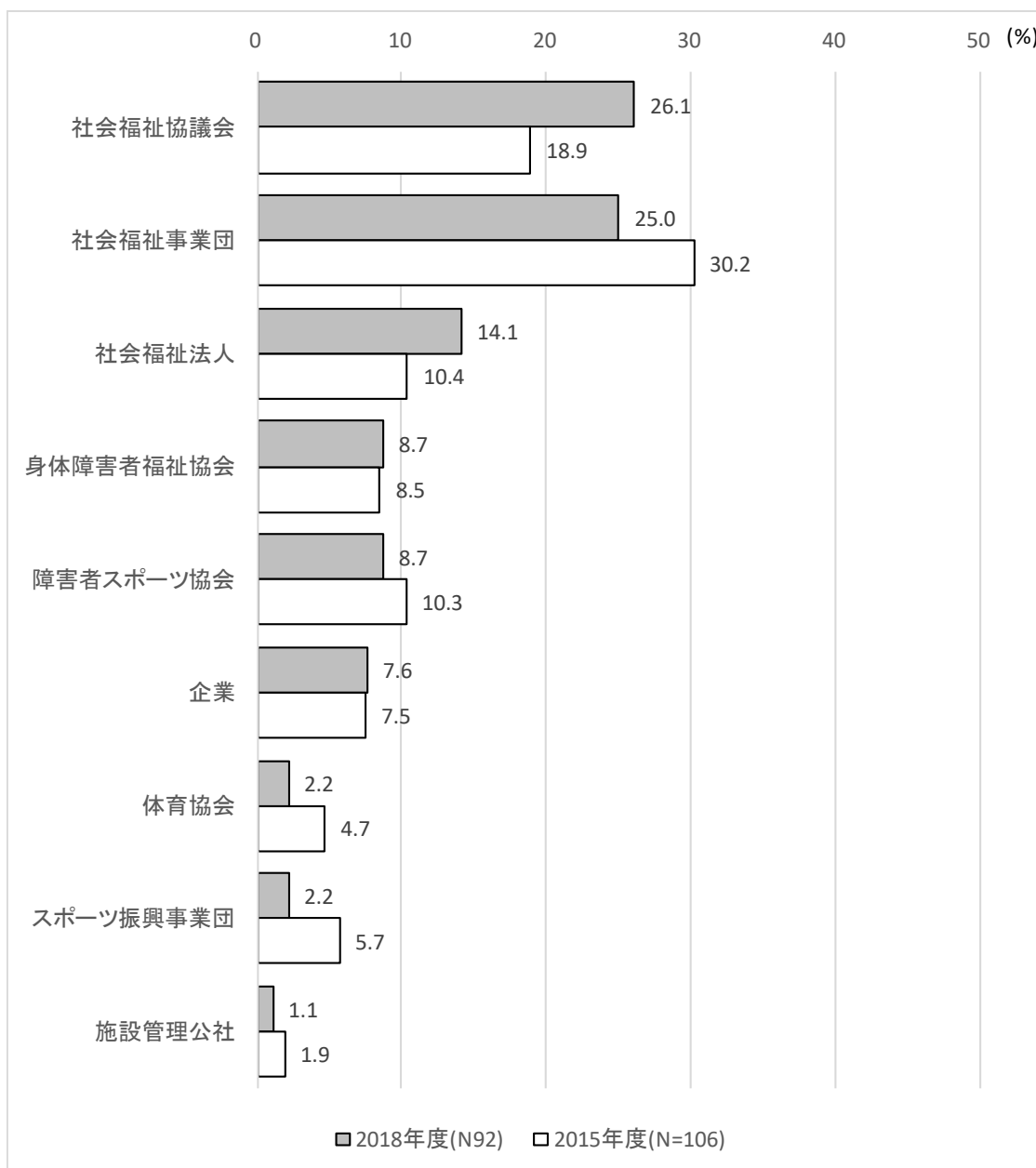


図表 5-2 障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理の事業形態

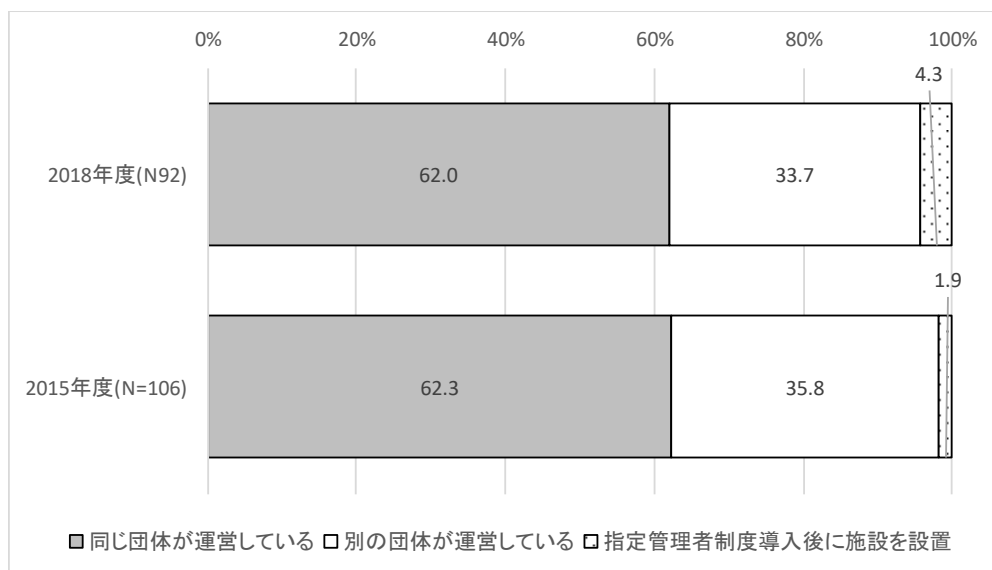


障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理者の団体としては、「社会福祉協議会」と「社会福祉事業団」がそれぞれ約4分の1と多く、ついで「社会福祉法人」の14.1%だった(図表5-3)。障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理者制度導入以前の施設の運営状況をみると、「同じ団体が運営していた」が約6割と経年による違いはみられなかった(図表5-4)。最新の指定管理期間は、「4～5年」が約7割で経年による違いはみられなかった(図表5-5)。

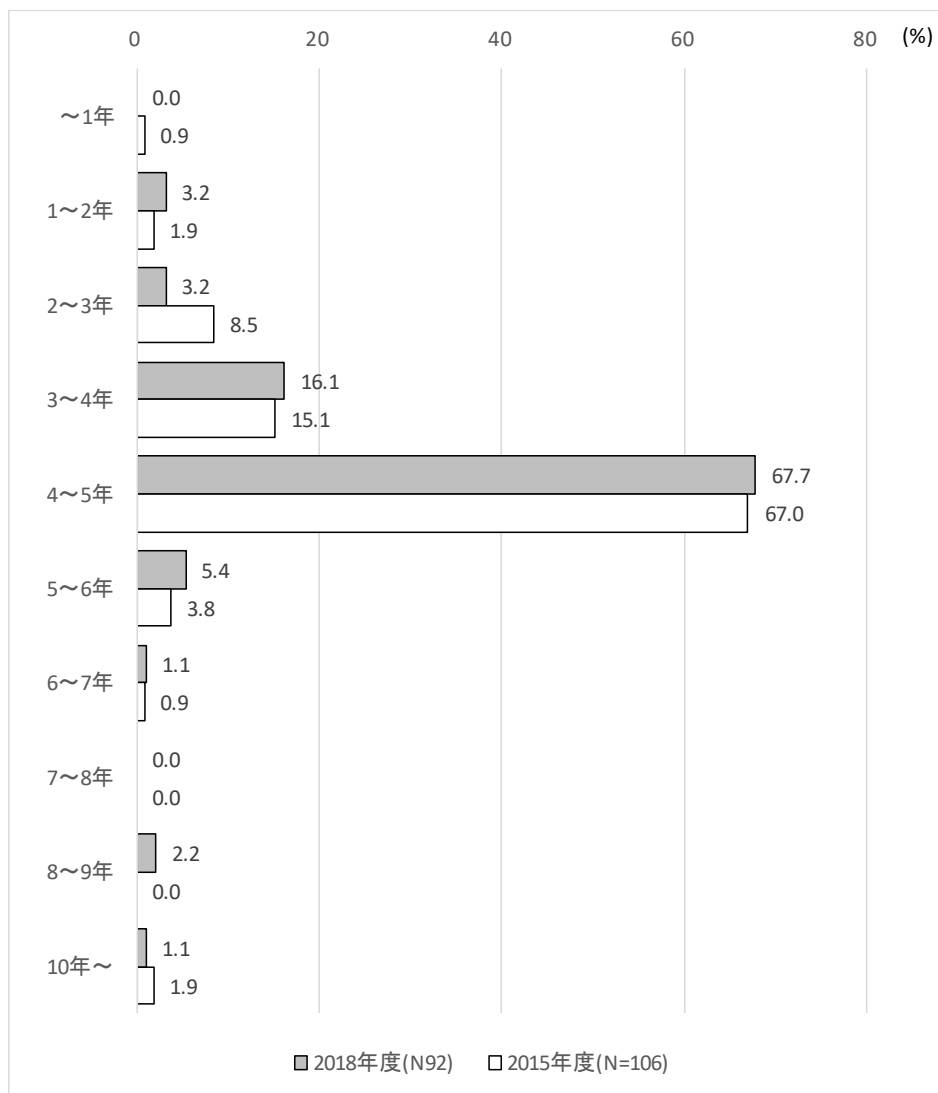
図表 5-3 障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理者の団体



図表 5-4 障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理者制度導入以前の運営状況



図表 5-5 障害者専用・優先スポーツ施設の最新の指定管理期間



6. 障害者専用・優先スポーツ施設の利用状況

(1) 総利用者数

障害者専用・優先スポーツ施設の利用状況を2012年度から2017年度までみると、付き添いなどを含めた総利用者数(のべ人数)は、700～870万人前後で遷移していた(図表6-1)。施設数が異なるため、単純な比較は難しいが、1施設当たりの付き添いなどを含めた利用者数は、約7.2万人であった。障害者専用・優先スポーツ施設の障害者の総利用者数(のべ人数)を2012年度から2017年度までみると、260万人前後で遷移していた。1施設当たりの障害者の利用は、約2.8万人であった。健常者と障害者の区別なく利用者数を把握している施設があるため単純な比較はできないが、障害者の利用よりも健常者(付き添いなどを含む)の利用のほうが多いことが推察される。

障害種別に障害者専用・優先スポーツ施設の利用状況をみると、「肢体不自由」の利用者が最も多く、ついで「知的障害」、「精神障害」、「視覚障害」だった。

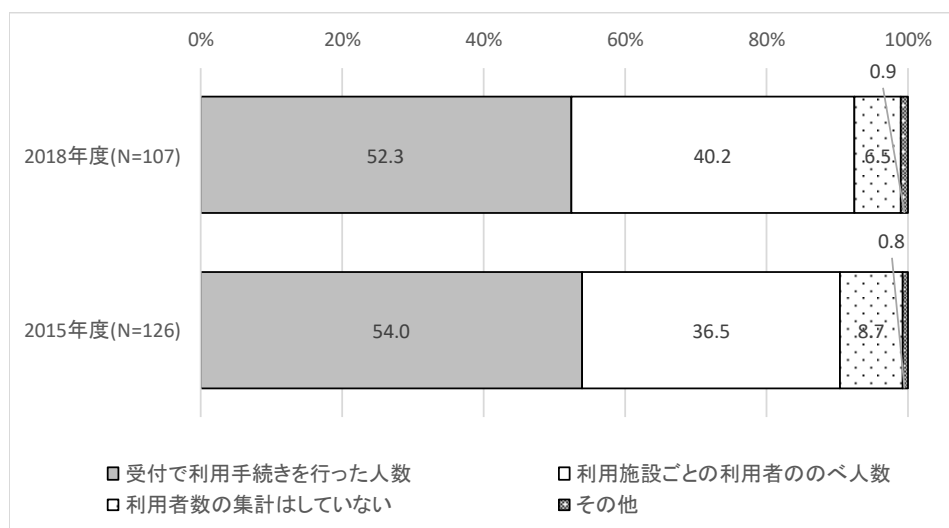
図表6-1 障害者専用・優先スポーツ施設の利用状況(2012年度～2017年度)

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	
総利用者	施設数	115	115	121	97	102	104	
	人数	8,472,975	8,553,796	8,660,261	7,080,142	7,192,108	7,248,744	
障害者の利用者	施設数	100	99	104	82	87	89	
	人数	2,665,735	2,689,194	2,777,075	2,472,042	2,492,319	2,483,573	
障害種別	肢体不自由	施設数	43	42	44	40	42	45
		人数	787,200	769,986	786,890	755,597	748,500	709,709
	視覚障害	施設数	39	39	40	35	37	40
		人数	106,452	105,941	109,805	105,007	104,444	102,101
	聴覚障害	施設数	37	37	39	36	38	41
		人数	77,374	81,783	91,249	91,730	82,363	85,665
	内部障害	施設数	34	34	34	29	30	32
		人数	58,304	63,984	67,976	62,775	64,833	69,524
	重複障害	施設数	15	15	17	11	11	12
		人数	46,142	41,134	50,166	29,795	29,577	28,613
	知的障害	施設数	40	39	40	36	37	39
		人数	492,393	497,058	534,944	548,321	533,954	520,504
	精神障害	施設数	35	34	37	31	32	35
		人数	107,967	116,050	129,116	110,599	120,244	133,517
	発達障害	施設数	9	10	10	8	8	11
		人数	10,058	12,165	10,507	7,188	7,660	13,545
	その他	施設数	20	20	22	20	20	22
		人数	79,957	78,297	82,110	125,543	115,368	114,852

(2) 施設利用者の集計方法

障害者専用・優先スポーツ施設の利用者数の集計方法をみると、「受付で利用手続きを行った人数を集計している」が約 5 割、「利用施設ごとの利用者ののべ人数を集計している」が約 4 割だった(図表 6-2)。

図表 6-2 障害者専用・優先スポーツ施設の施設利用者の集計方法



過去 3 年間(2015～2017 年度)で障害者の総利用者数が 10 万人を超えた施設は、「大阪市長居障がい者スポーツセンター」「障害者スポーツ文化センター(横浜ラポール)」「大阪市舞洲障がい者スポーツセンター(アミティ舞洲)」「東京都障害者総合スポーツセンター」「埼玉県障害者交流センター」「大阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)」「京都市障害者スポーツセンター」であった(図表 6-3)。

図表 6-3 障害者専用・優先スポーツ施設の障害者の利用者数(10 万人以上)

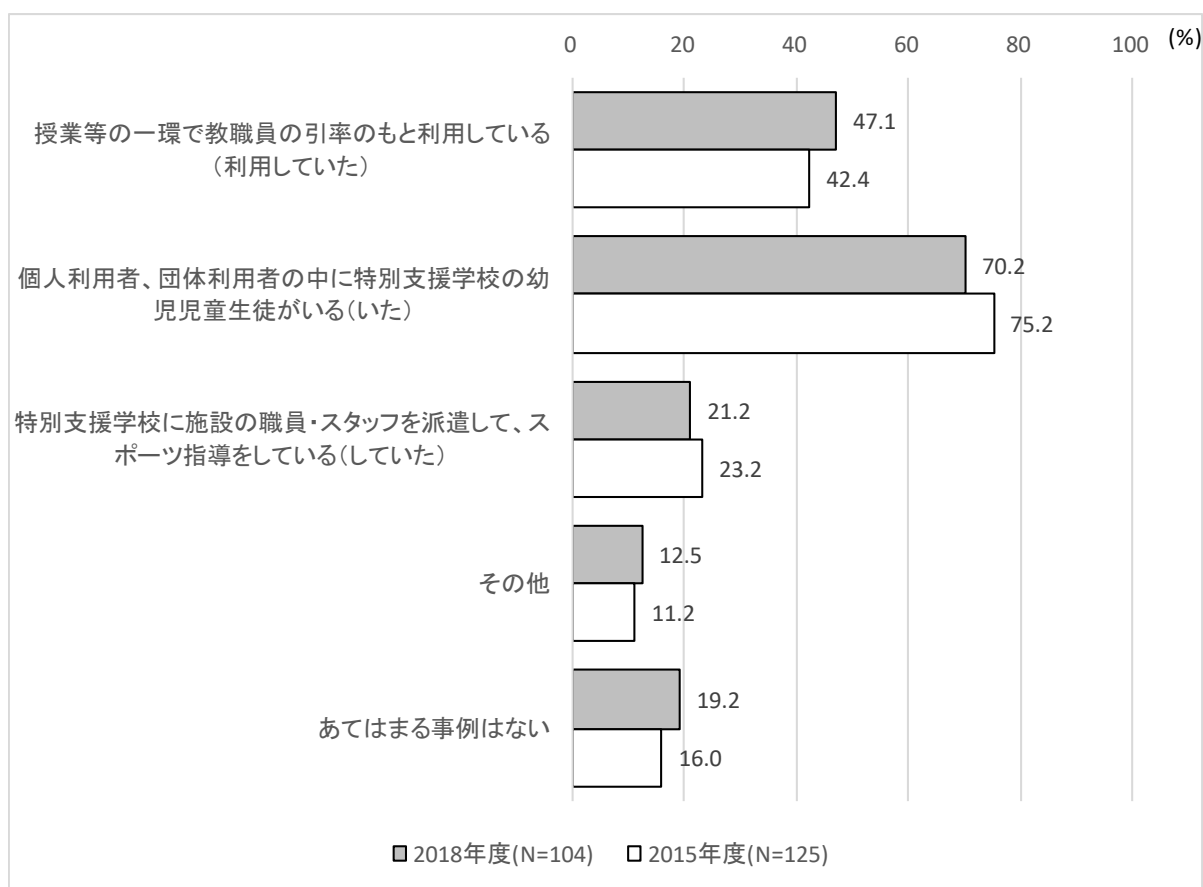
施設名	2015年度	2016年度	2017年度
大阪市長居障がい者スポーツセンター	265,322	245,750	250,511
障害者スポーツ文化センター(横浜ラポール)	227,078	223,603	219,448
大阪市舞洲障がい者スポーツセンター(アミティ舞洲)	158,697	163,394	164,838
東京都障害者総合スポーツセンター	153,451	127,466	71,635*
埼玉県障害者交流センター	128,812	142,276	116,395
大阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)	118,880	128,031	110,096
京都市障害者スポーツセンター	104,897	103,790	106,016

※東京都障害者総合スポーツセンターは、2017 年度は施設改修のため、仮設にて運営

(3) 利用者の利用状況

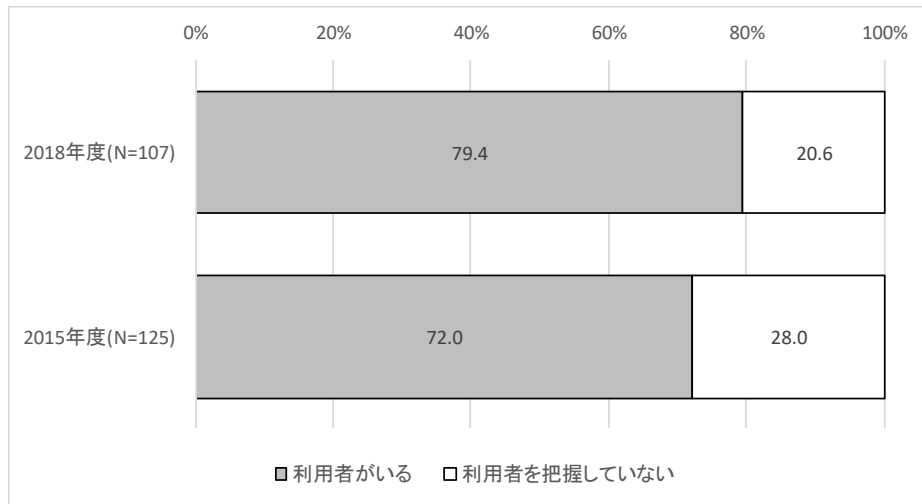
過去3年間(2015～2017年度)の障害者専用・優先スポーツ施設における特別支援学校の幼児児童生徒の利用状況についてみると、「個人利用者、団体利用者の中に、特別支援学校の幼児児童生徒がいる(いた)」が70.2%と最も多く、ついで「授業等の一環で教職員の引率のもと利用している(利用していた)」が47.1%、「特別支援学校に施設の職員・スタッフを派遣して、スポーツ指導をしている(していた)」が21.2%だった(図表6-4)。

**図表 6-4 障害者専用・優先スポーツ施設における
特別支援学校の幼児児童生徒の利用状況(複数回答)**



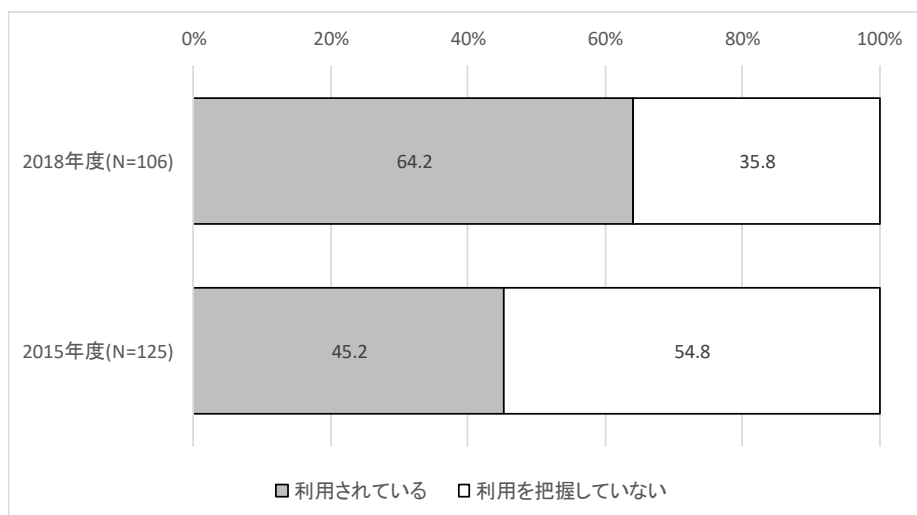
過去3年間(2015～2017 年度)の障害者専用・優先スポーツ施設における移動支援や同行援護の福祉サービスを利用した利用者の実態についてみると、「利用者がいる」が約 8 割であった(図表 6-5)。2015 年度調査と比べると微増であった。

**図表 6-5 障害者専用・優先スポーツ施設における
移動支援や同行援護の福祉サービスの利用者の実態**



過去3年間(2015～2017 年度)の障害者専用・優先スポーツ施設における放課後等デイサービス事業での利用状況についてみると、64.2%で利用していた(図表 6-6)。2015 年度調査の 45.2%から大きく増加した。

**図表 6-6 障害者専用・優先スポーツ施設における
放課後等デイサービス事業での利用状況**

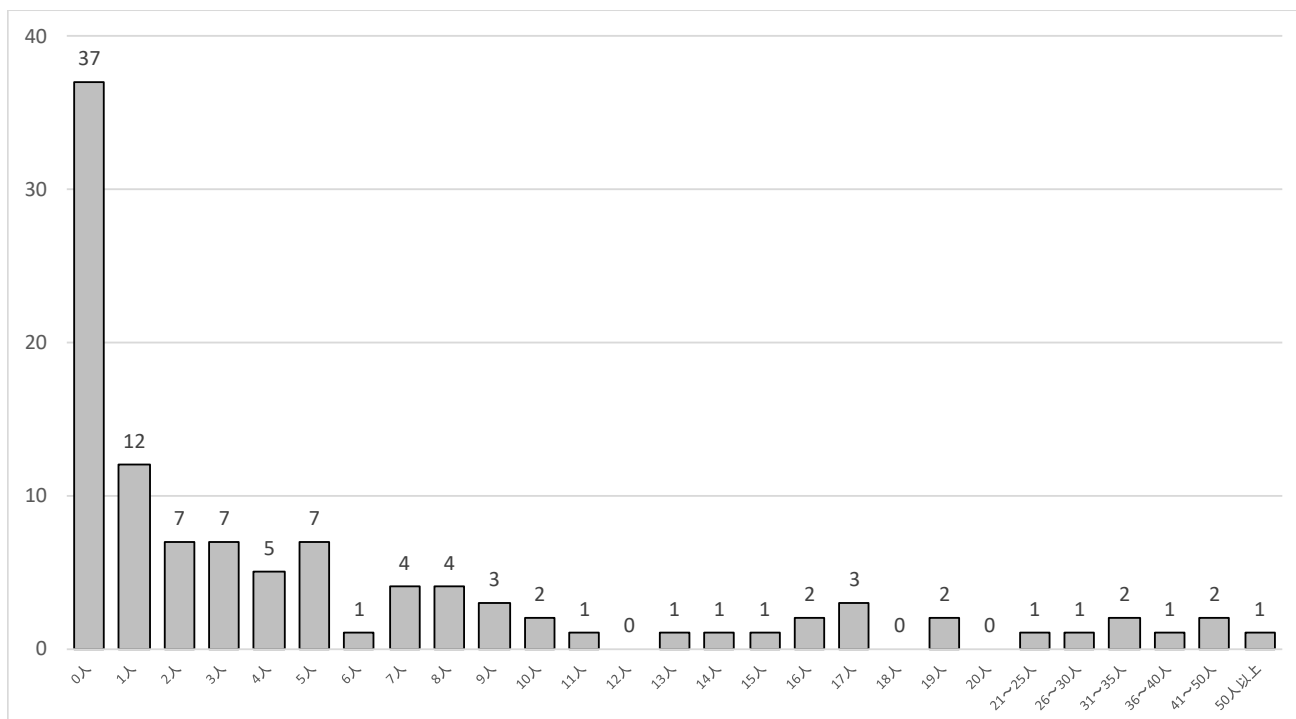


7. スポーツ指導者の配置状況

(1) 有給または有償のスポーツ指導者数

障害者専用・優先スポーツ施設における有給または有償のスポーツ指導者数についてみると、71施設(65.7%)で1人以上の有給または有償のスポーツ指導者がいることがわかった(図表7-1)。1人以上の有給または有償のスポーツ指導者がいる施設における指導者数の平均は9.8人であった。最も多い指導者数は55人であった(図表7-2)。

図表 7-1 障害者専用・優先スポーツ施設における
有給または有償のスポーツ指導者数(N=108)



図表 7-2 障害者専用・優先スポーツ施設における
有給または有償のスポーツ指導者数(N=71)

(人)

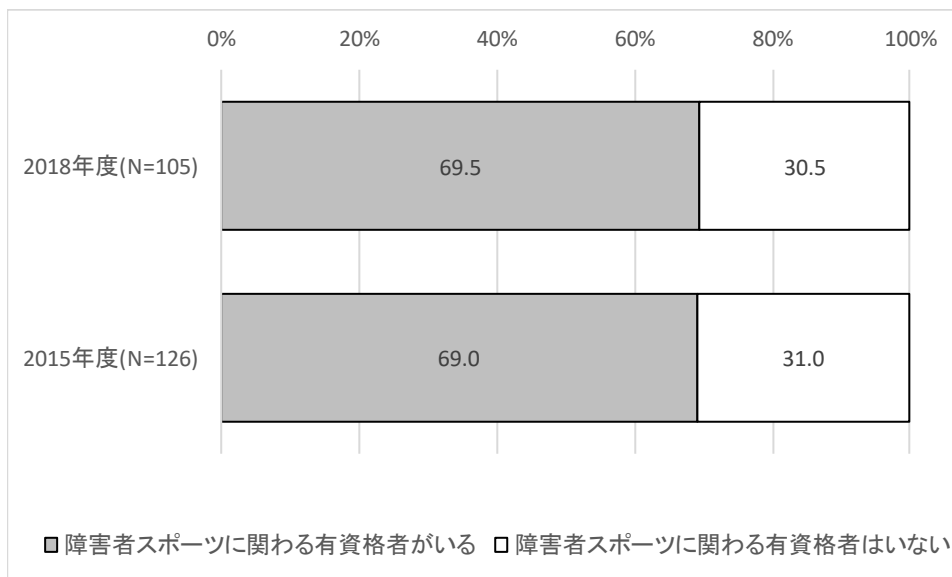
		N	平均 指導者数	最大 指導者数	最小 指導者数
合 計		71	9.8	55	1
内 訳	正 規 雇 用 者	56	4.8	24	1
	契 約 / 嘱 託 職 員	48	3.1	14	1
	出 向	1	3.0	3	-
	ア ル バ イ ト	17	10.2	35	1
	そ の 他	15	6.6	22	1

※図表 7-1 で有給または有償のスポーツ指導者数が1人以上の施設が対象

(2) 障害者スポーツ指導に関わる有資格者の内訳

障害者スポーツ指導に関わる有資格者を配置している障害者専用・優先スポーツ施設についてみると、障害者スポーツ指導に関わる有資格者がいるのは、69.5%で 2015 年度調査との大きな違いはみられなかった(図表 7-3)。

**図表 7-3 障害者専用・優先スポーツ施設における
障害者スポーツ指導に関わる有資格者の配置有無**



障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ指導に関わる有資格者の配置状況についてみると、「初級障がい者スポーツ指導員」を配置している施設は 82.2%で、平均指導者数は 3.0 人だった(図表 7-4)。「中級障がい者スポーツ指導員」を配置している施設は 49.3%で、平均指導者数 3.1 人、「上級障がい者スポーツ指導員」を配置している施設は 53.4%で、平均指導者数は 3.1 人だった。

**図表 7-4 障害者専用・優先スポーツにおける
障害者スポーツ指導に関わる有資格者の配置状況(N=73)**

(人)

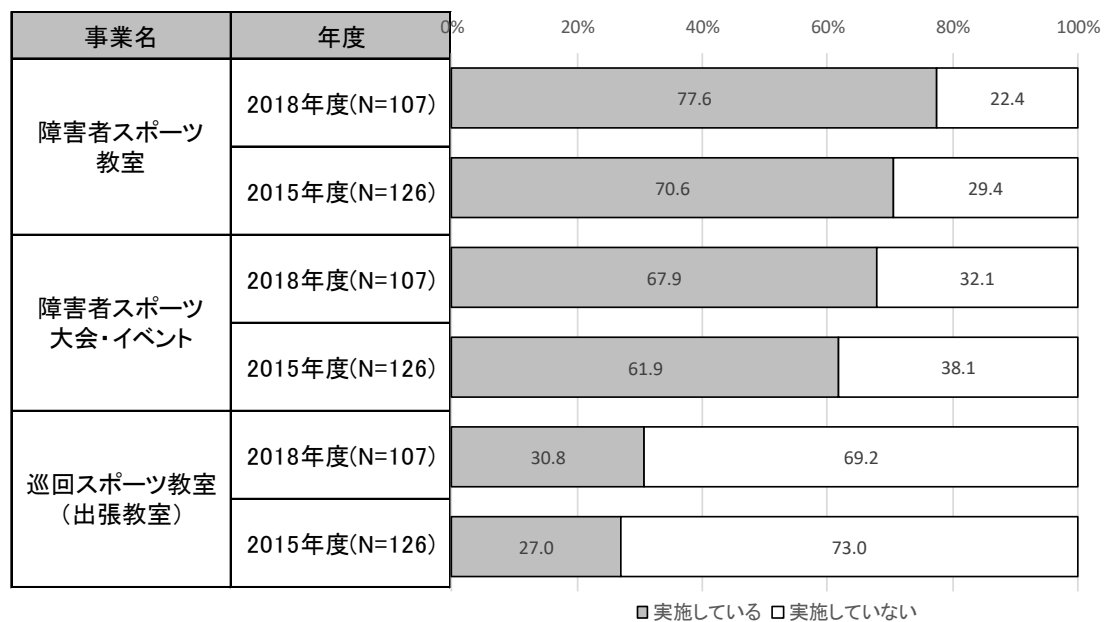
認定団体	資格名	2018年度(N=73)			2015年度(N=87)		
		N	%	平均人数	N	%	平均人数
日本障がい者スポーツ協会	初級障がい者スポーツ指導員	60	82.2	3.0	75	86.2	4.0
	中級障がい者スポーツ指導員	36	49.3	3.1	43	49.4	2.7
	上級障がい者スポーツ指導員	39	53.4	3.1	43	49.4	3.0
	障がい者スポーツコーチ	12	16.4	1.5	18	20.7	1.8
	障がい者スポーツトレーナー	2	2.7	1.0	0	0.0	0.0
日本レクリエーション協会	福祉レクリエーションワーカー	4	5.5	1.0	6	6.9	1.5
日本スポーツ協会	公認スポーツ指導者	11	15.1	1.5	20	23.0	1.9
その他		10	13.7	3.5	18	20.7	3.9

8. 障害者専用・優先スポーツ施設の実施事業

(1) 障害者専用・優先スポーツ施設の実施事業

障害者専用・優先スポーツ施設における実施事業のうち、「障害者スポーツ教室」「障害者スポーツ大会・イベント」「巡回スポーツ教室(出張教室)」について 2015 年度調査と比較すると、いずれの事業も増加していた(図表 8-1)。

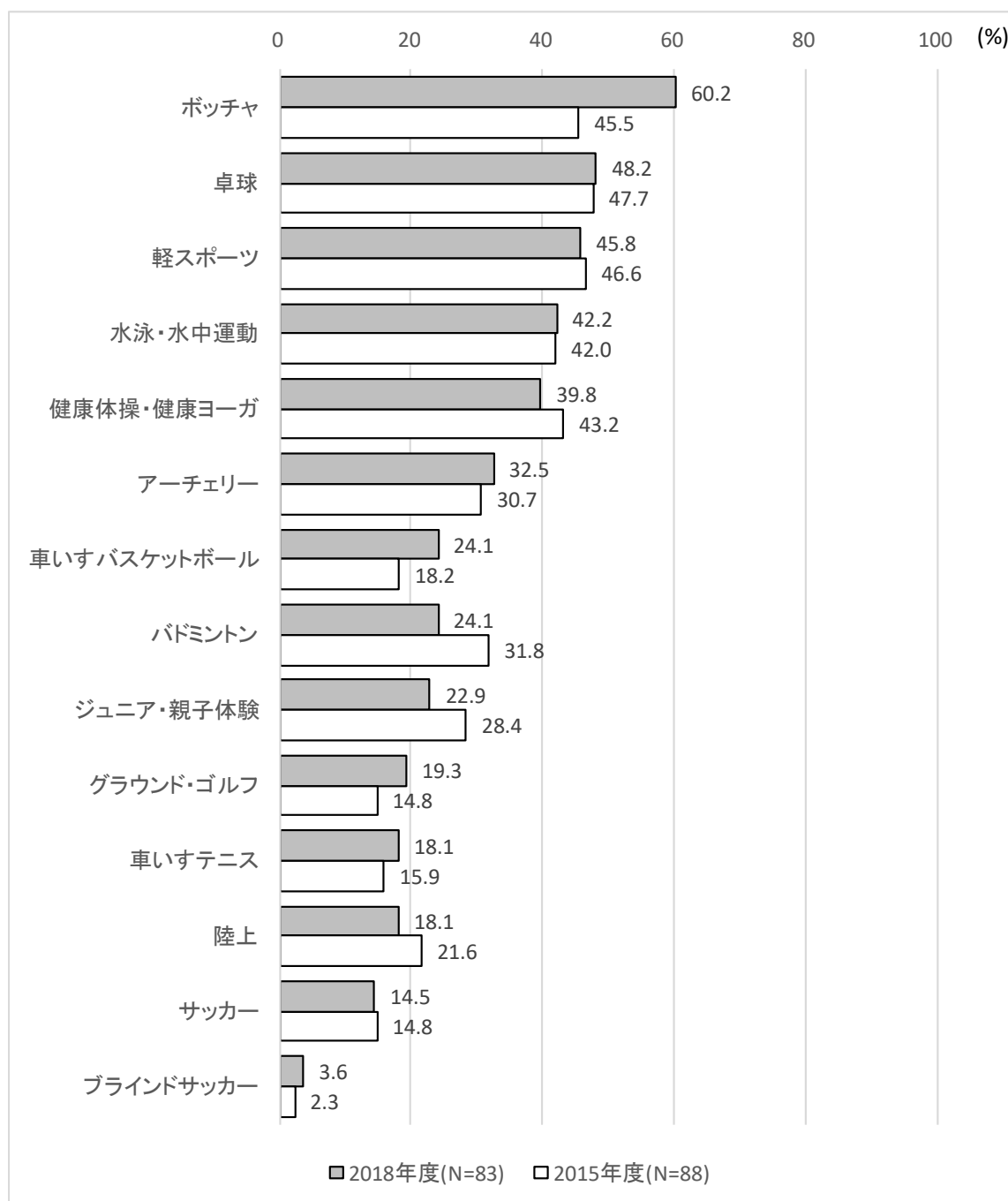
図表 8-1 障害者専用・優先スポーツ施設の実施事業



(2) 障害者スポーツ教室

障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ教室の実施種目をみると、「ボッチャ」が60.2%と最も多く、ついで、「卓球」(48.2%)、「軽スポーツ」(45.8%)、「水泳・水中運動」(42.2%)、「健康体操・健康ヨガ」(39.8%)だった(図表 8-3)。2015 年度調査と比べると、障害者スポーツ教室で「ボッチャ」を実施する施設が増加した。

図表 8-3 障害者専用・優先スポーツにおける障害者スポーツ教室の実施種目



障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ教室の主な教室内容ごとに参加している障害者を障害種別にみると、多くの障害者スポーツ教室で「肢体不自由」「知的障害」が参加していた(図表 8-4)。「視覚障害」では「水泳・水中運動」(71.4%)、「精神障害」では「水泳・水中運動」(74.3%)、「卓球」(70.0%)の教室への参加が多かった。

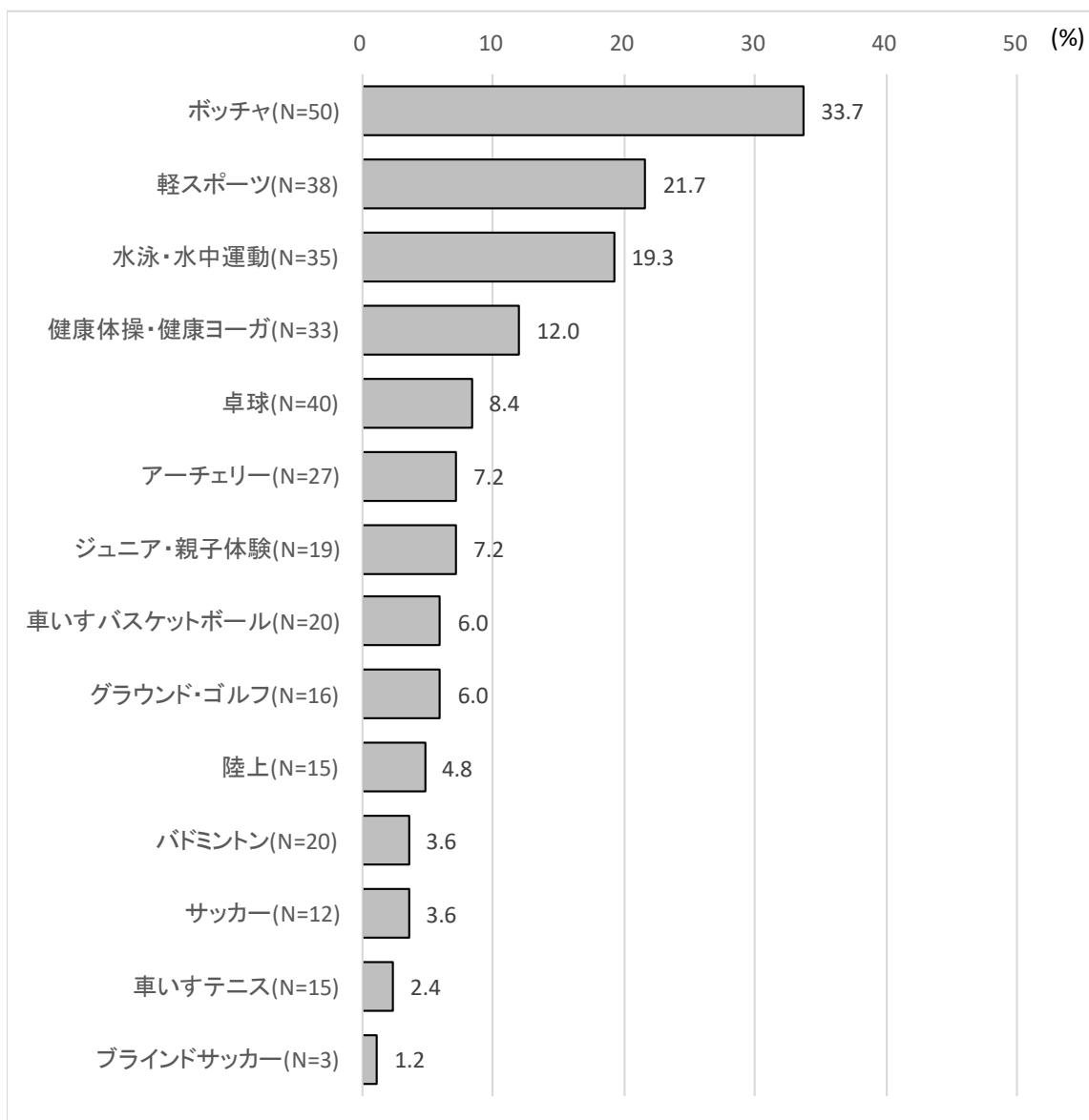
図表 8-4 障害者専用・優先スポーツ施設における
障害者スポーツ教室に参加している障害者の障害種別

(%)

実施している 主な教室内容	N	肢体 不自由	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	内 部 障 害	知 的 障 害	精 神 障 害	発 達 障 害
ボッチャ	50	90.0	30.0	52.0	44.0	70.0	54.0	44.0
卓球	40	95.0	45.0	62.5	55.0	70.0	70.0	42.5
軽スポーツ	38	89.5	55.3	50.0	60.5	89.5	63.2	68.4
水泳・水中運動	35	94.3	71.4	65.7	62.9	88.6	74.3	77.1
健康体操・健康ヨーガ	33	84.8	57.6	63.6	66.7	66.7	66.7	63.6
アーチェリー	27	92.6	14.8	51.9	48.1	29.6	25.9	14.8
車いすバスケットボール	20	100.0	-	5.0	10.0	5.0	10.0	5.0
バドミントン	20	90.0	20.0	50.0	40.0	70.0	65.0	45.0
ジュニア・親子体験	19	63.2	31.6	31.6	15.8	89.5	42.1	73.7
グラウンド・ゴルフ	16	81.3	37.5	56.3	56.3	50.0	43.8	31.3
車いすテニス	15	100.0	-	6.7	6.7	13.3	13.3	-
陸上	15	73.3	53.3	53.3	26.7	86.7	53.3	60.0
サッカー	12	33.3	8.3	25.0	8.3	75.0	33.3	50.0
ブラインドサッカー	3	-	66.7	33.3	-	-	-	-

障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ教室に参加している重度障害者²の教室内容をみると、「ボッチャ」が 33.7%と最も多く、ついで「軽スポーツ」(21.7%)、「水泳・水中運動」(19.3%)だった(図表 8-5)。

**図表 8-5 障害者専用・優先スポーツ施設における
障害者スポーツ教室での重度障害者の参加している教室内容**

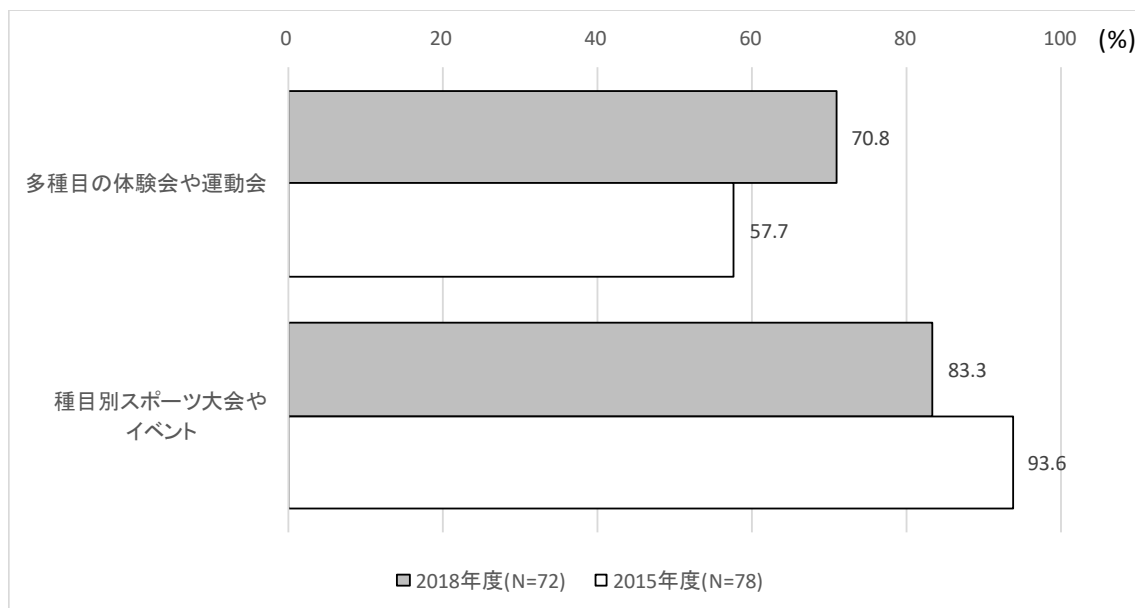


² 重度障害者の定義は各施設の回答者の判断による。

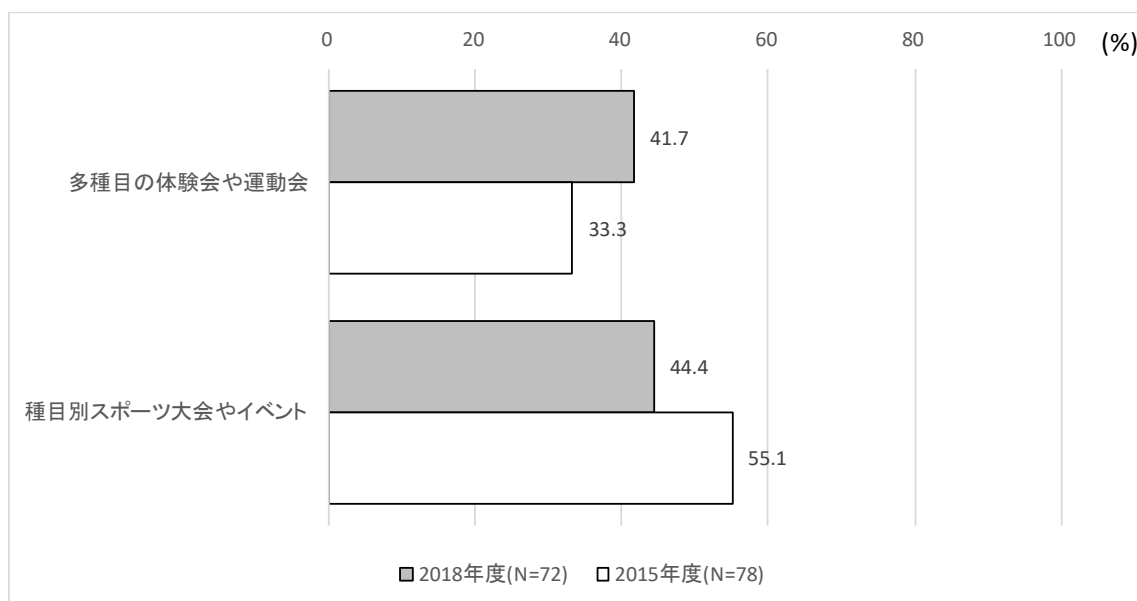
(3) 障害者スポーツ大会・イベント

障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ大会やイベントの実施内容についてみると、「多種目の体験会や運動会」は 2015 年度調査と比べて増加している一方で、「種目別スポーツ大会やイベント」は減少した(図表 8-6)。重度障害者の参加状況についても同様の傾向がみられた(図表 8-7)。

**図表 8-6 障害者専用・優先スポーツ施設における
障害者スポーツ大会やイベントの実施内容**

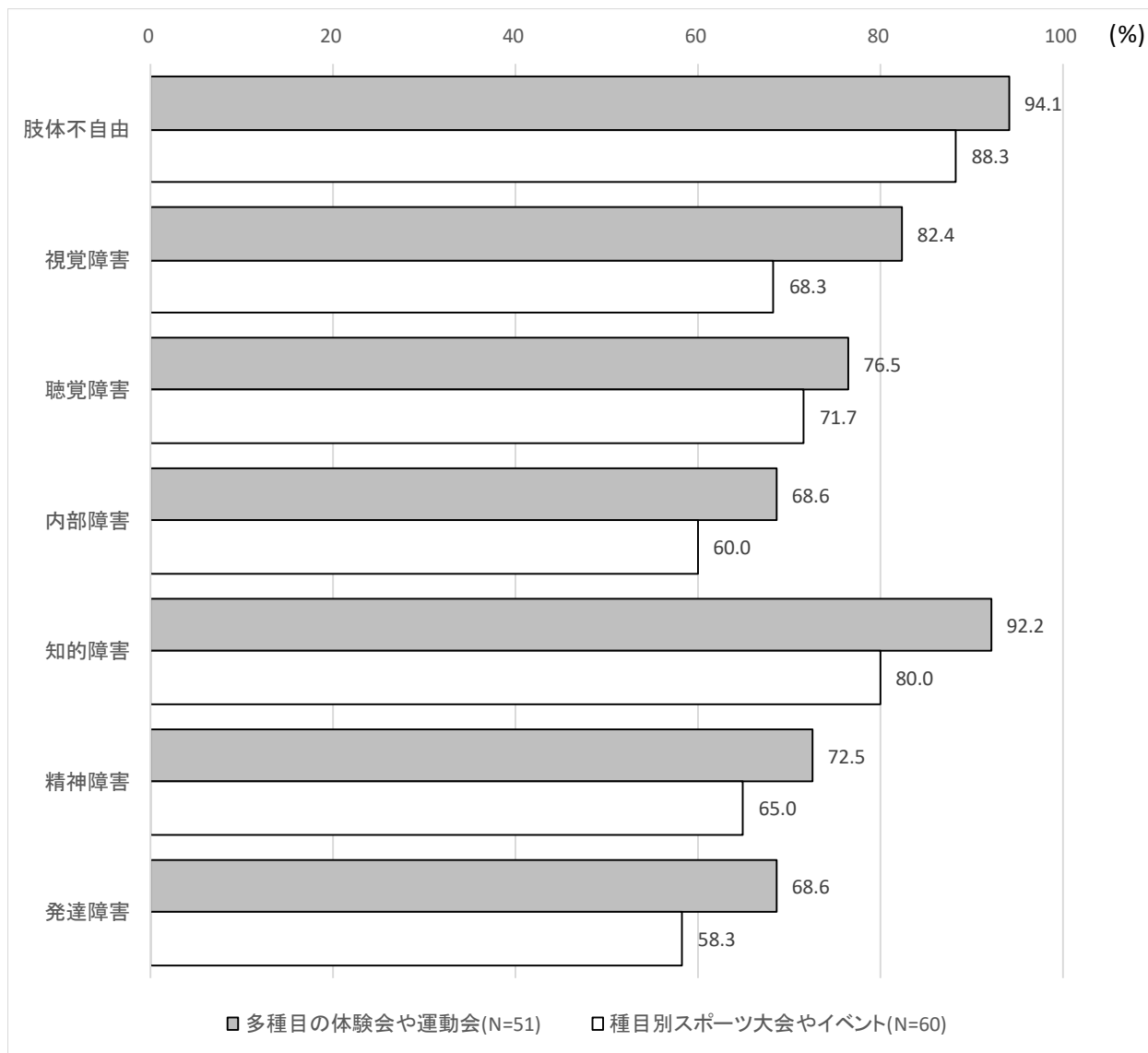


**図表 8-7 障害者専用・優先スポーツ施設における
障害者スポーツ大会やイベントの重度障害者の参加状況**



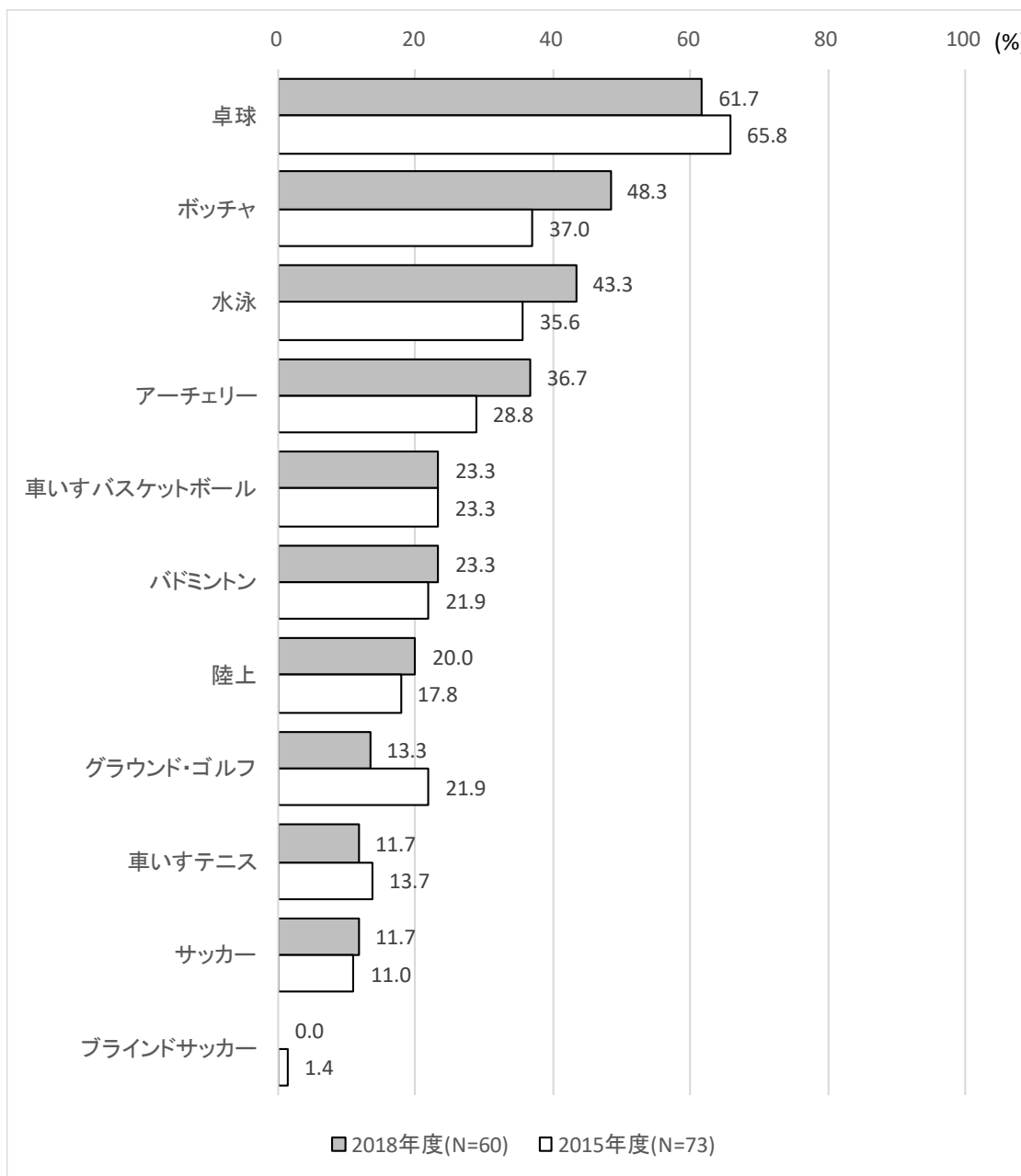
障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ大会やイベントに参加している障害者を障害種別についてみると、「多種目の体験会や運動会」では、「肢体不自由」「知的障害」「視覚障害」が多く、「種目別スポーツ大会やイベント」では、「肢体不自由」「知的障害」が多かった(図表 8-8)。

図表 8-8 障害者専用・優先スポーツ施設における
障害者スポーツ大会やイベントに参加している障害者の障害種別



障害者専用・優先スポーツ施設における種目別スポーツ大会やイベントの実施内容についてみると、「卓球」が 61.7%と最も多く、ついで、「ボッチャ」(48.3%)、「水泳」(43.3%)、「アーチェリー」(36.7%)だった(図表 8-9)。2015 年度調査と比較すると、「ボッチャ」「水泳」「アーチェリー」が増加し、「グラウンド・ゴルフ」が減少傾向にあった。

図表 8-9 障害者専用・優先スポーツ施設における種目別スポーツ大会やイベントの実施内容



障害者専用・優先スポーツ施設における種目別スポーツ大会やイベント内容ごとに参加している障害者を障害種別にみると、ほとんどの種目において「肢体不自由」の参加が多かった(図表 8-10)。「視覚障害」「聴覚障害」では「水泳」「陸上」、「知的障害」では「バドミントン」「陸上」「水泳」、「精神障害」では「水泳」への参加が多かった。

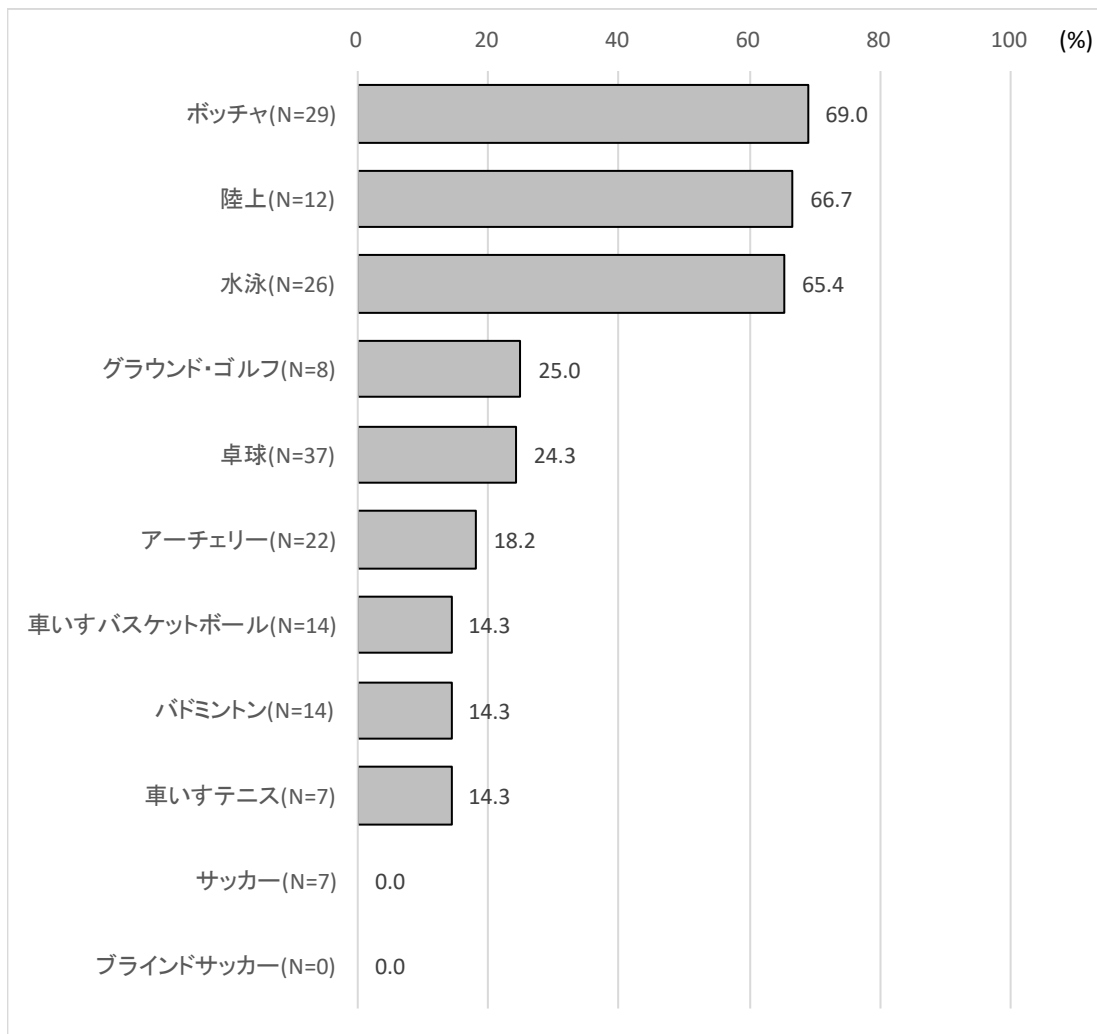
図表 8-10 障害者専用・優先スポーツ施設における
種目別スポーツ大会やイベント内容ごとに参加している障害者の障害種別

(%)

実施している 主な大会・イベント内容	N	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	内部障害	知的障害	精神障害	発達障害
卓球	37	91.9	59.5	75.7	56.8	73.0	62.2	48.6
ボッチャ	29	89.7	37.9	44.8	51.7	65.5	55.2	55.2
水泳	26	96.2	88.5	88.5	65.4	88.5	80.8	69.2
アーチェリー	22	95.5	18.2	63.6	45.5	22.7	22.7	4.5
車いすバスケットボール	14	100.0	-	14.3	7.1	35.7	14.3	14.3
バドミントン	14	92.9	7.1	71.4	50.0	92.9	78.6	64.3
陸上	12	100.0	83.3	83.3	83.3	91.7	75.0	75.0
グラウンド・ゴルフ	8	87.5	25.0	75.0	75.0	75.0	37.5	50.0
車いすテニス	7	100.0	-	-	-	-	-	-
サッカー	7	28.6	-	-	-	57.1	42.9	28.6
ブラインドサッカー	0	-	-	-	-	-	-	-

障害者専用・優先スポーツ施設における種目別スポーツ大会やイベントの実施内容ごとに参加している重度障害者をみると、「ボッチャ」が 69.0%で最も多く、ついで「陸上」(66.7%)、「水泳」(65.4%)だった(図表 8-11)。

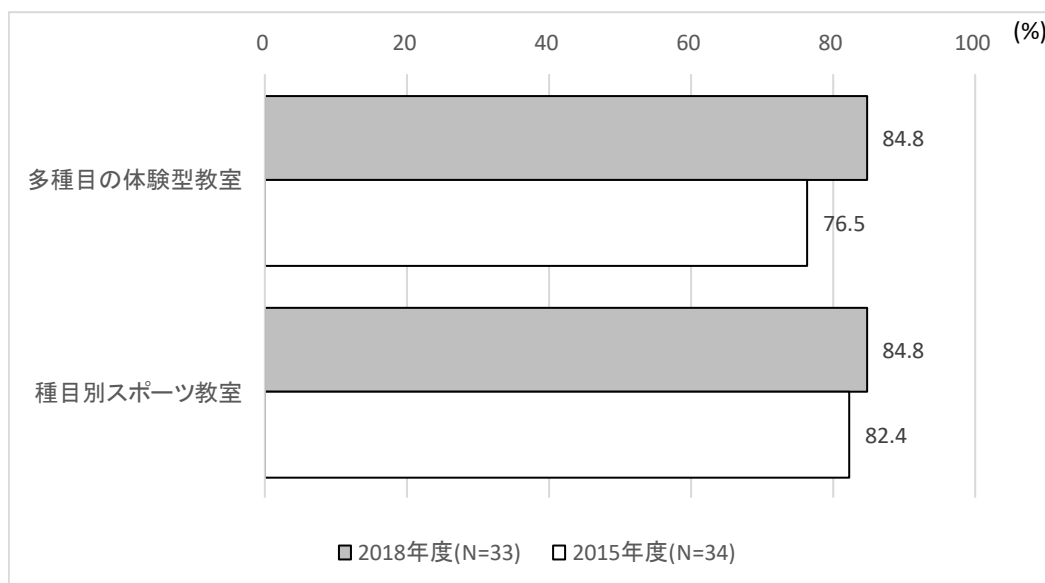
**図表 8-11 障害者専用・優先スポーツ施設における
種目別スポーツ大会やイベント実施内容ごとに参加している重度障害者**



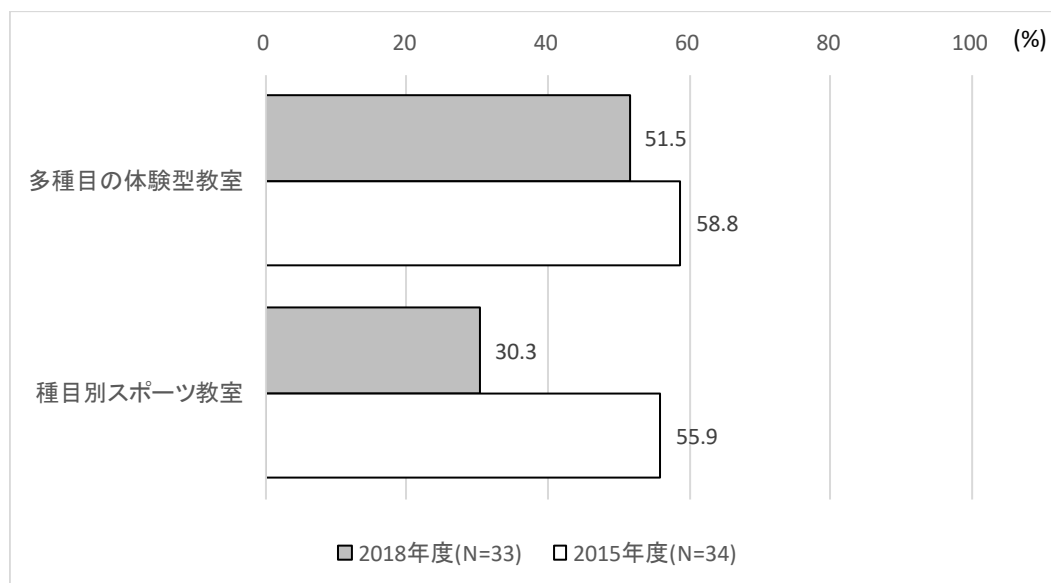
(4) 巡回スポーツ教室(出張教室)の実施状況

障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の実施内容についてみると、2015年度調査と比べ、「多種目の体験型教室」「種目別スポーツ教室」ともに増加した(図表 8-12)。一方で、重度障害者の参加状況をみると、「多種目の体験型教室」「種目別スポーツ教室」ともに、2015年度調査よりも減少した(図表 8-12)。

図表 8-12 障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の実施状況

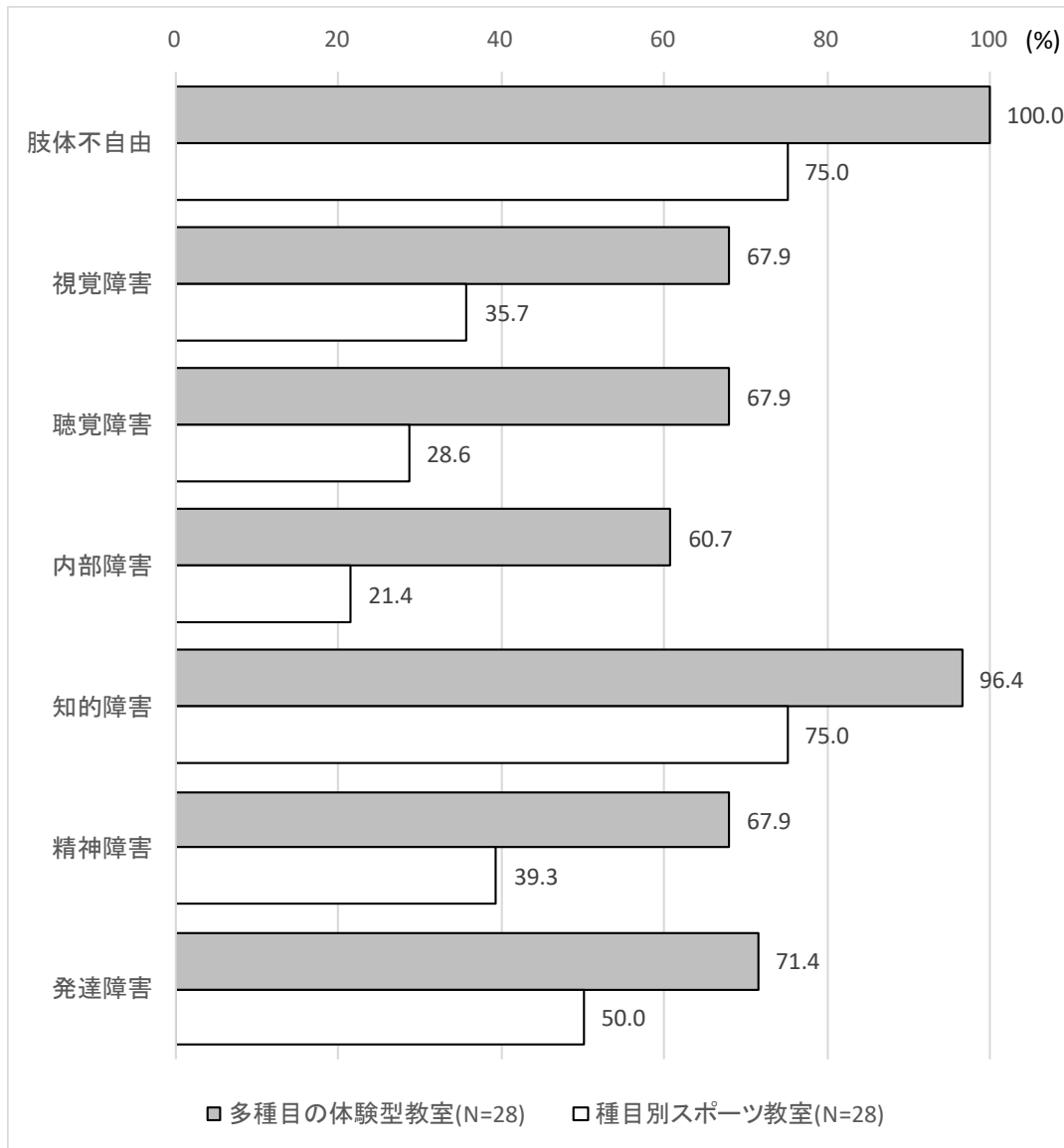


図表 8-13 障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)への重度障害者の参加状況



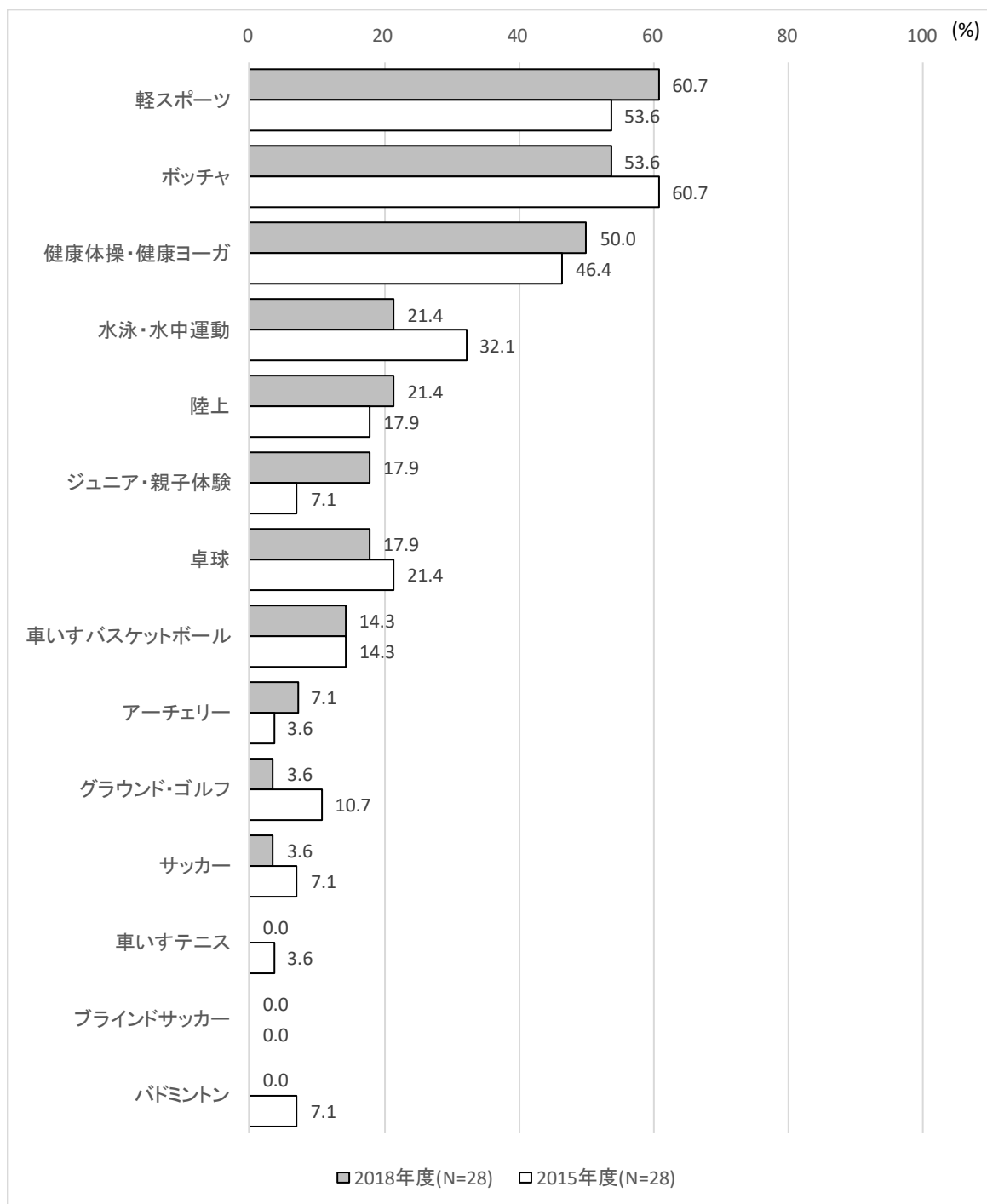
障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)に参加している障害者を障害種別にみると、「多種目の体験型教室」「種目別スポーツ教室」ともに、「肢体不自由」と「知的障害」の参加が多かった(図表 8-14)。

図表 8-14 障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)に参加している障害者の障害種別



障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の実施内容についてみると、「軽スポーツ」が 60.7%と最も多く、ついで「ボッチャ」(53.6%)、「健康体操・健康ヨーガ」(50.0%)だった(図表 8-15)。2015 年度調査と比べると、「軽スポーツ」「健康体操・健康ヨーガ」では増加、「ボッチャ」「水泳・水中運動」では減少した。

図表 8-15 障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の実施内容



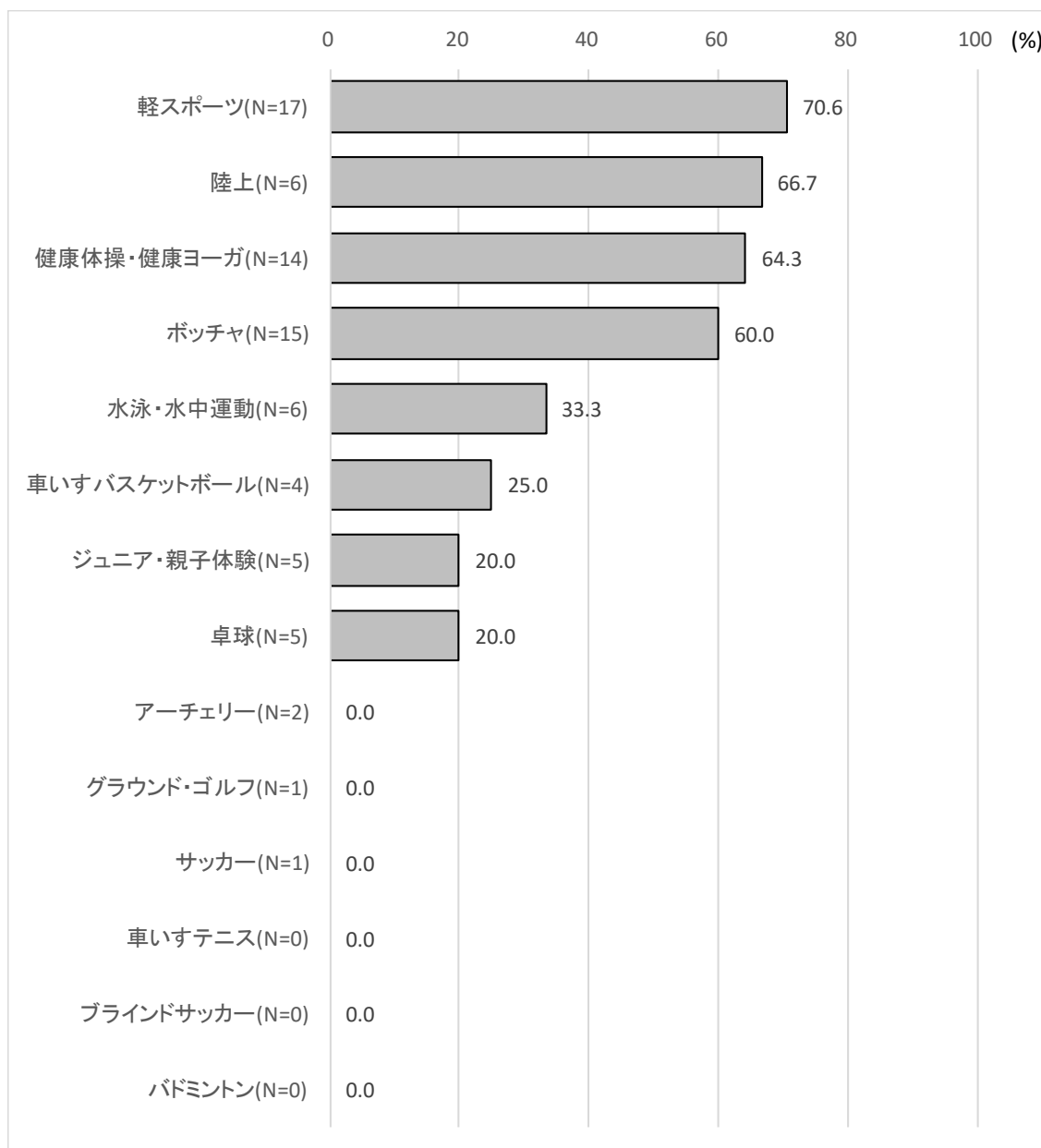
障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の実施内容ごとに参加している障害者を障害種別にみると、ほとんどの種目で「肢体不自由」が多かった(図表 8-16)。「視覚障害」「聴覚障害」では「水泳・水中運動」「軽スポーツ」、「知的障害」では「健康体操・健康ヨガ」「水泳・水中運動」「ジュニア・親子体操」、「精神障害」では「健康体操・健康ヨガ」「軽スポーツ」への参加が多かった。

図表 8-16 障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の実施内容ごとに参加している障害者の障害種別

実施している 主な教室内容	N	(%)						
		肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	内部障害	知的障害	精神障害	発達障害
軽スポーツ	17	94.1	82.4	70.6	58.8	94.1	82.4	82.4
ボッチャ	15	93.3	40.0	40.0	26.7	73.3	40.0	33.3
健康体操・健康ヨガ	14	100.0	71.4	57.1	64.3	100.0	92.9	71.4
水泳・水中運動	6	100.0	100.0	83.3	50.0	100.0	66.7	100.0
陸上	6	83.3	16.7	-	-	83.3	50.0	50.0
ジュニア・親子体験	5	60.0	20.0	20.0	20.0	100.0	20.0	100.0
卓球	5	60.0	40.0	40.0	60.0	60.0	60.0	40.0
車いすバスケットボール	4	100.0	25.0	25.0	25.0	50.0	25.0	50.0
アーチェリー	2	100.0	-	100.0	50.0	-	-	-
グラウンド・ゴルフ	1	100.0	-	-	-	-	-	-
サッカー	1	-	-	-	-	100.0	-	100.0
車いすテニス	0	-	-	-	-	-	-	-
ブラインドサッカー	0	-	-	-	-	-	-	-
バドミントン	0	-	-	-	-	-	-	-

障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)に参加している重度障害者の実施内容についてみると、「軽スポーツ」が70.6%と最も多く、ついで陸上「66.7%」、「健康体操・健康ヨガ」(64.3%)、「ボッチャ」(60.0%)だった(図表 8-17)。

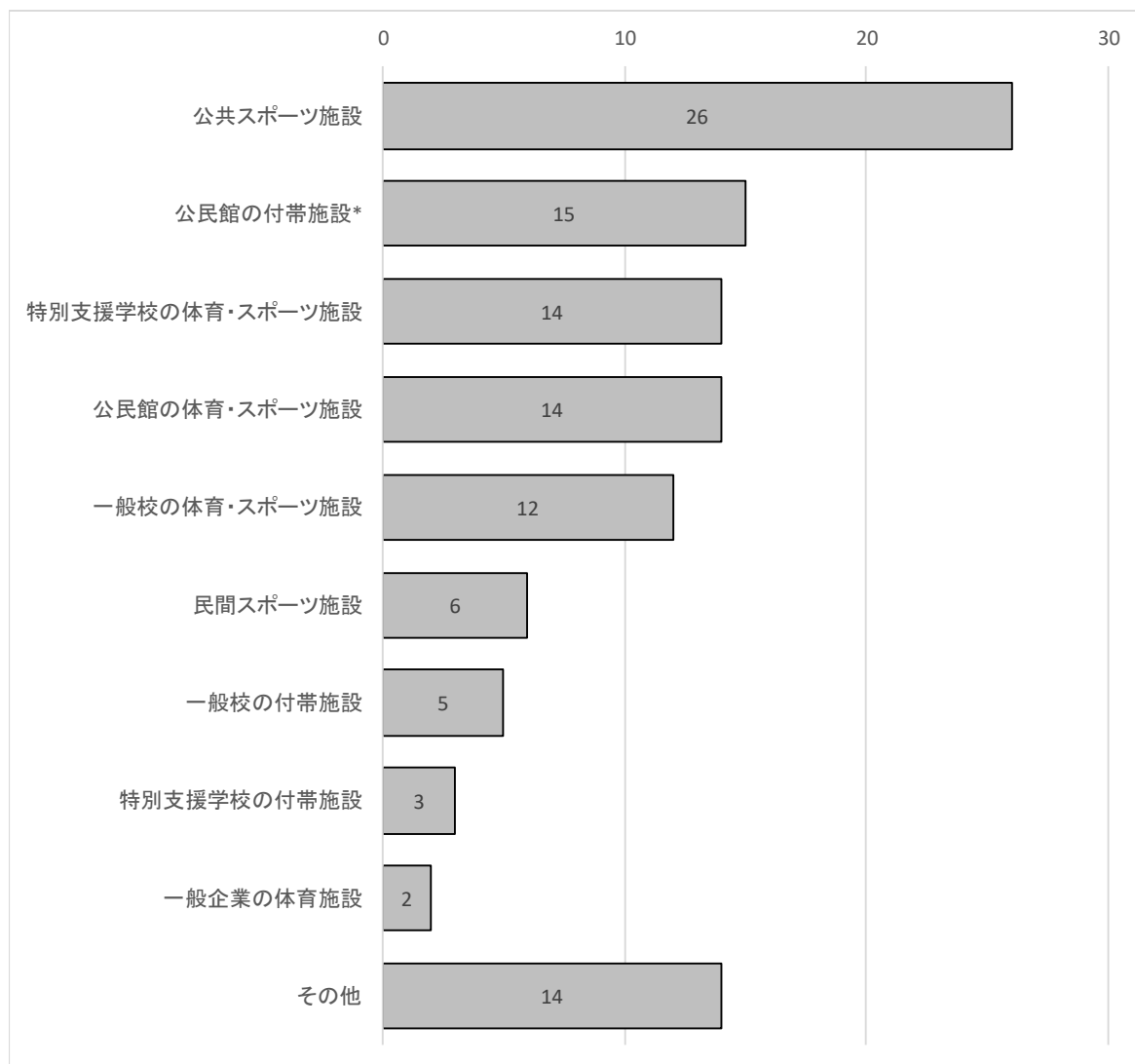
**図表 8-17 障害者専用・優先スポーツ施設における
巡回スポーツ教室(出張教室)に参加する重度障害者の実施内容**



(5) 巡回スポーツ教室(出張教室)の実施場所

障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の実施場所についてみると、「公共スポーツ施設」での実施が最も多く、ついで「公民館の付帯施設(公民館の体育・スポーツ施設を除く)」、「特別支援学校の体育・スポーツ施設」、「公民館の体育・スポーツ施設」であった(図表 8-18)。「その他」には、「福祉関連施設の付帯施設」「障害者福祉センターの付帯施設」などがあった。

図表 8-18 障害者専用・優先スポーツ施設における
巡回スポーツ教室(出張教室)の実施場所(N=33)

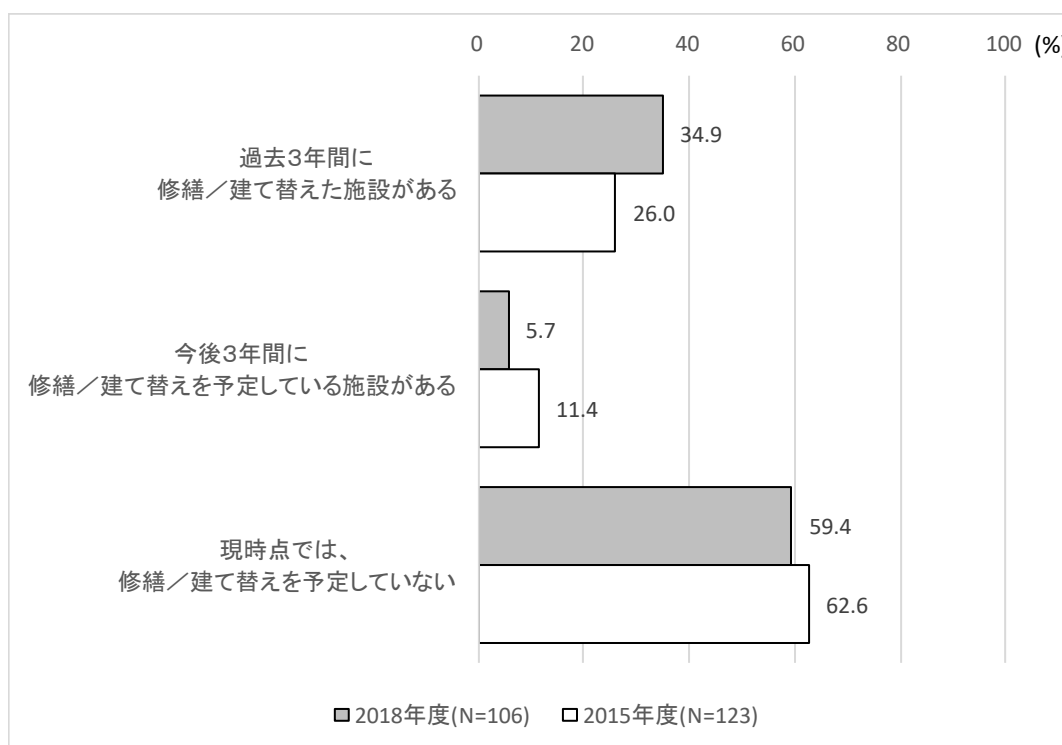


*付帯施設:本来の施設の目的以外の目的(運動・スポーツ)で使用している施設。(集会室、多目的室等)

9. 障害者専用・優先スポーツ施設の修繕・建て替え状況

障害者専用・優先スポーツ施設の修繕³や建て替え状況を見ると、「現時点では修繕／建て替えを予定していない」が約6割と最も多く、「過去3年間に修繕／建て替えた施設がある」が約3割だった(図表9-1)。「今後3年間に修繕／建て替えを予定している施設がある」という施設は5.7%であった。

図表9-1 障害者専用・優先スポーツ施設の修繕・建て替え状況



³ 本調査における修繕は、1ヵ月以上、施設利用を停止して実施する規模の修繕を指す。
(例)テニスコートのサーフェスの張り替えは修繕に含むが、ガラス破損修理、冷暖房修理は修繕には含まない。

Ⅲ. 調査結果(ヒアリング調査)

全国の障害者専用・優先スポーツ施設のうち、特徴的な事例についてヒアリング調査を実施した。対象となった施設の概要は以下の通りである(図表 10-1)。

図表 10-1 障害者専用・優先スポーツ施設の事例対象一覧と特徴

NO.	施設名	場所	主な特徴
1	大江病院体育館	北海道 帯広市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の精神障害者にとっての集いの場、ふれあいの場としての役割を担う ・ とかちのオープンシステムにより、市内の別の病院患者のリハビリテーションとしても活用
2	東京都障害者総合スポーツセンター	東京都 北区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の種類、程度、目的、年齢、スポーツ歴など多種多様なニーズに対応するため、ソフト・ハード両面から支援 ・ 医療従事者、通院・入院患者とその家族に向けたアプローチとしてアウトリーチ事業を展開
3	日本財団パラアリーナ	東京都 品川区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年東京パラリンピック大会に向けた強化・普及の環境改善を目的に建設 ・ 最先端のユニバーサルデザインを取り入れ、使いやすさを追求
4	岐阜県福祉友愛アリーナ	岐阜県 岐阜市	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぎふ清流福祉エリアの一部として県内の障害福祉施設を集約化し、ワンストップ支援を実現 ・ 障害種別に配慮した設備で圏域の全ての障害者に対応
5	サン・アビリティーズ城陽	京都府 城陽市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内の障害者支援施設、リハビリ病院と連携し、京都府南部の拠点として事業展開 ・ パラパワーリフティングの競技別強化拠点として、トップアスリートと身近に接する機会を創出
6	太陽の家サンスポーツセンター	大分県 別府市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に開かれたスポーツ施設として、太陽の家の職員と地域の人々が供用 ・ パラリンピアンと地域に人々がトレーニングすることで施設を拠点としたコミュニティが構築

注) 番号が白抜きの施設は、本調査の対象施設となる。

大江病院体育館

- 地域の精神障害者にとっての集いの場、ふれあいの場としての役割を担う
- とかちのオープンシステムにより、市内の別の病院患者のリハビリテーションとしても活用

1. プロフィール

【名称】大江病院体育館

【所在地】北海道帯広市西 20 条南 2 丁目 5 番 3 号

【開設年】1975 年 10 月

【設置者・施設管理者】医療法人社団博仁会 大江病院

【運営費】電気代、灯油代、施設管理の人件費などはすべて病院負担

【利用料金】無料

2. 施設概要

- ・ 体育館

(内訳)フットサル 1 面、バスケットボールコート 1 面

3. 施設の特徴

- ・ 経緯

1970 年代は、精神疾患の患者や精神病院に対しての偏見がまだ色濃く残っており、医療政策の保護の名の下、窓に鉄格子、病室は外から施錠できる部屋が主流であった。当時は、精神科医とその家族が病院内に住むことが多く、大江徹氏(現・大江病院理事長)も、幼少期から病院の敷地内で患者と共に生活していた。

大江病院の入院患者にとって、敷地内のグラウンドや中庭で身体を動かすことは唯一の息抜きであった。帯広市では 11 月から雪が降り始め、一旦雪が降り積もると春まで屋外での活動ができない地域的事情があった。市内の屋内施設で気軽に身体を動かすことのできる場所があまり存在せず、徹氏が小学校 5 年生の時、そうした入院患者の現状を憂い作文に書いたところ、校内で評判となり、当時の理事長・大江覚氏(徹氏の父親)の耳に入ることになる。その 2 年後、敷地内に体育館は完成し、徹氏が憂えた状態は改善され、入院患者が 1 年中、運動・スポーツができる環境が整うことになった。

十勝・帯広地域では数少ない自家発電、井戸水設備を備えた施設のため、北海道胆振東部地震(2018 年 9 月)の際には、地域の避難所として利用された。



- ・ 変遷と地域性

平成 30 年版障害者白書によると、精神障害者における入院患者の割合は 8.0%である。1980 年代では入院患者の割合は約 4 割であったことを考えると、入院する精神障害者は減少してい

る。背景には、主作用が効果的で、かつ副作用の少ない新薬が多く開発され、それを服用した適切な薬物療法が取り入れられ、入院治療ではなく、通院による治療により症状が改善することが多くなったことが挙げられる。また、精神保健に関する情報・知識が広く普及してきたことにより、病状が軽症のうちに受診する人が増加したこと、地域の精神科クリニックが増え受診しやすい環境が整備されたことなども、入院患者が減少している要因である。

十勝・帯広地域は、人口 10 万人あたりの精神科病床数が 179.3 床と全国平均(280.7 床)と比べて非常に少ない。障害者を病院ではなく、地域で受入れている証左と言える。25 年以上も前から、退院の促進や長期入院者の退院後の生活支援(住居の確保、就業の働きかけ等)を行っている。これは「とかちのオープンシステム⁴」と呼ばれ、精神医療・保健・福祉分野の関係者が人権擁護の理念に基づき、開放的処遇への理解が進み、良好な連携関係や活発な地域啓蒙活動が起因と推察できる。

・ コンセプト

元気な患者、寛解した患者であっても、地域の公共スポーツ施設を利用するうえで、不快な思いや不便さを感じることは少なくない。特にスポーツに取り組むことのできる患者は退院していることが多いため、地域の障害者が気軽に利用できる施設として、大江病院は入院患者以外の利用者也積極的に受入れている。

精神医療・福祉において人とのつながりは非常に重要となる。入院中は病院内の人とのつながりが主になる生活であるが、退院後は、地域での生活に軸足を置いていくためにも町内会や隣人など、地域の人とのつながりを持つ必要が出てくる。大江病院体育館は、集いの場、ふれあいの場としての機能を果たしており、地域の精神障害者にとっては大きな受け皿としての役割を担っている。



4. 運営状況

大江病院の行事、地域の催し物、講演会などに利用されている。同じ帯広市内の独立行政法人国立病院機構 帯広病院の患者が週 1 回リハビリテーションの場としても利用している。毎週木曜日は、「十勝精神障害者スポーツクラブ・アユターレ」の活動場所となっている。

5. その他(十勝精神障害者スポーツクラブ・アユターレ)

十勝・帯広地域で精神科に通うメンバーを中心に、フットサルを通してリカバリー⁵やノーマライゼーションを目指し、2009 年 6 月から活動している(図表 10-2)。アユターレをきっかけに就業などで社会復帰した人にとっての拠り所となるように、活動日は固定としている。

⁴ 運営主体が誰であろうと、医療も生活資源もすべて社会の公的資源として、誰もが利用できる体制。社会資源は社会の共有の資源であることを基本とし、相互に利用しあうことを前提として、地域資源は、どの病院の患者でも住民と同じように、自由に活動できる。

⁵ 自分が求めている生き方を主体的に追求すること

図表 10-2 十勝精神障害者スポーツクラブ・アユターレ概要

クラブ名	十勝精神障害者スポーツクラブ・アユターレ
設立経緯	おおえメンタルクリニックゆうの作業療法士・酒井氏が大江病院理事長・大江徹氏に精神障害者のスポーツ活動の場について相談。①大江病院体育館を拠点にすること、②大江病院の患者以外の人を受け入れてくれることを条件に、活動が始まる。
会員数	30人程度（平成30年3月現在）
参加要件	フットサル経験、性別、年齢、国籍問わず、精神科に通院中の方、その家族、医療福祉関係者など誰でも参加可能。
活動内容①	【活動日】月曜日（隔週）【時間】19：00～21：00 【会費】200円【場所】帯広西小学校体育館 【対象】少し激しくスポーツをやりたい方。 【人数】10～20人程度。障害者の参加は4～6割程度。
活動内容②	【活動日】木曜日（毎週）【時間】18：00～20：00 【会費】無料【場所】大江病院体育館 【対象】女性、子供など、初心者が多い。交流がメイン。 【人数】15～20人。障害者は6～8割程度（統合失調症、気分障害〈双極性障害、うつ病〉、発達障害、てんかん、知的障害、脳性麻痺など）。
支援体制	大江病院の作業療法士・精神保健福祉士・看護師、参加者の家族・友人、寛解者などがサポートしている。
継続的な運営体制	障害の有無に関係なく、支援する側、される側の意識ではなく、仲間として一緒にプレーする。ビジョンを強く持ち、多くの人を巻き込み、良い雰囲気を作ることを心掛けている。一人だと参加のハードルが上がってしまうので、誰とでも参加可能とすることで、友人と一緒に気軽に参加できるようにしている。
周知・啓発	市内の精神科医と一緒にプレーすることでクラブの存在を認識してもらい、医師への理解啓発に努めている。大江病院の医師・看護師から患者へクラブの情報提供をしている。

東京都障害者総合スポーツセンター

- 障害の種類、程度、目的、年齢、スポーツ歴など多種多様なニーズに対応するため、ソフト・ハード両面から支援
- 医療従事者、通院・入院患者とその家族に向けたアプローチとしてアウトリーチ事業を展開

1. プロフィール

【名称】東京都障害者総合スポーツセンター

【所在地】東京都北区十条台1-2-2

【開設年】1986年5月1日(改修年:2017年～)

【設置者】東京都

【指定管理者】公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会

2. 方針

障害者の健康増進と社会参加を促進するため、障害者がいつ一人で来ても、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができるように障害種別、障害の程度、スポーツ経験の有無、利用の目的、年齢など、多様なニーズに対応できる障害者専用のスポーツ施設である。

3. 施設概要

- ・ スポーツ施設
プール、洋弓場、体育館、卓球室、サウンドテーブルテニス室、トレーニング室、多目的室
※運動場、庭球場は改修中(2019年3月現在)
- ・ 文化施設
集会室、研修室、印刷室、図書コーナー
- ・ 宿泊施設

4. 施設の特徴

- ・ 改修経緯

改修方針として、①利用者の安全確保②利用者目線での快適な施設③障害者アスリートのトレーニング環境充実による競技力向上に資する施設を掲げ、2017年度より改修工事を開始した。本館には、地上2階、地下1階で体育施設(プール、体育館等)があり、増築棟として、地上2階の体育施設(トレーニング室、洋弓場等)が新設された。



- ・ 主な改修内容
 - (利用者目線での快適な施設)
 - 家族更衣室の増設、アクセシビリティに配慮し、利用者導線を確保、多目的スペースの増設、研修室の新設、多目的トイレなどの改修・増設、廊下の色と点字ブロックのコントラストの明確化、全館照明設備のLED化、プールろ過設備の変更、宿泊室の一部を4人部屋から2人部屋に改修等
 - (競技力向上に資する施設)
 - トレーニング室、庭球場、洋弓場、卓球室・サウンドテーブルテニス室の拡張、多目的室の新設、運動場・庭球場・洋弓場への照明設備の設置等
 - ※その他、駐車場の拡張、老朽化、劣化に伴う改修、機器更新など行った

- ・ 本館の主なスポーツ施設

- 体育館【改修】

- バレーボール、ゴールボール、バスケットボール、ハンドサッカー、シッティングバレーボール、バドミントンなど屋内スポーツに利用可能。冷暖房設備をはじめ、試合や大会のための電光掲示板や放送機材を常備している。用具や備品の貸し出しも行っている。

- 卓球室・サウンドテーブルテニス室【増設】

- 卓球台5台(スタッフ指導1台、卓球マシン1台、その他3台)、サウンドテーブルテニス用卓球台が2台設置してある。ラケット、ボールの貸し出しも行っている。



- プール【改修】

- 全長25メートルで6コースが完備、水深は1.1~1.3m(水深0.7~0.9mのコースもある)で、水温は31度前後。車いすがプールサイドから容易に入れる構造となっている。採暖室や異性介護でも利用可能な家族更衣室も設置している。

- ・ 増築棟の主なスポーツ施設

- 多目的室【新設】

- ポッチャやフロアバレーボール、ゴールボールなどのコートが設置されており、ダンスや体操などでも利用が可能となっている。冷暖房設備があり、用具、備品の貸し出しを行っている。

- トレーニング室【移設】

- エアロバイク、ランニングマシンなどの有酸素機器や上下肢の機器・各種ウェイトトレーニングマシンを設置している。上下肢のリラクゼーションを促すスリリングエクササイズ、車いす利用者でも有酸素運動ができるモトメドも利用が可能である。障害特性に合わせ、利用しやすいよう工夫している。

➤ 洋弓場【増設】【50m→70mに増設】

70mシューティングが可能な射場がある。認定証を取得後に個人利用が開始できる。

・ 屋外の主な付帯施設

- 運動場、庭球場は改修中で、2019年7月下旬オープン予定となっている。



5. 運営状況

初めて利用する人や不安を抱えている人に対しての健康スポーツ相談やスポーツ導入教室の開催、障害の種類・程度、目的、年齢、スポーツ歴などに応じた多様なスポーツ教室の提供など、充実した事業を展開しているが、一番の特長は、「全施設に全時間」スポーツスタッフが配置されてスポーツ支援が行われていることである。加えて、指導者やボランティアの養成・育成、地域住民との交流事業、講習会や記録会の開催など、地域の拠点となっている。医療従事者、通院・入院患者とその家族など、なかなか障害者スポーツに関する情報が届きにくい環境に対してもアプローチとしてアウトリーチ事業も展開しており、地域の障害児・者がいつでもどこでもスポーツができる環境作りに多大な貢献をしている。主な実施事業の内容は以下の通りである(図表 10-3)。

図表 10-3 東京都障害者総合スポーツセンターの実施事業

日常の施設利用支援	各体育施設には、スポーツスタッフを配置し、利用者が楽しく、安全、快適にスポーツを行うことができる環境を整え、障害種別や障害の程度、目的に応じた支援を行っている。	
健康スポーツ相談の実施 【スポーツ医事相談、運動相談】	初めて利用する方やまだまだ不安を抱えている方々に対し、医師や理学療法士、スポーツスタッフが健康管理や運動適正、適正種目等について指導や助言、管理栄養士による栄養相談も実施している。相談結果に基づき、「個別支援プログラム」を作成し、安全で効果的なスポーツ活動ができるよう支援も行っている。	
スポーツ導入教室の開催	初めて利用する人やまだまだ不安を抱えている人に対して、健康の維持増進を目的として、安心して自主的にスポーツ活動が行えるように支援する。 はじめてのスポーツ体験（運動相談併用）、チャレンジスポーツ変形性股関節症のトレーニング、わくわくスポーツ等	
スポーツ教室 の開催	目的、個人の志向、障害の程度などにより、多様なスポーツ教室を提供している。	
	入門教室	初めて利用する人が安心して参加可能 卓球入門、テニス入門、バドミントン入門、ウォーキング&ランニング入門、テニールボール入門等
	中・上級教室	大会出場やさらなるレベルアップを目指す人 アーチェリータイム、めざせ！陸上大会、ワンポイント水泳・トレーニング教室等
	アウトドア教室	屋外でのスポーツ体験 ノルディックウォーキング教室等
	アスリートサポート	競技者としてさらに上のランクを目指す 車いすテニスジュニア選手強化教室、スローイング・タイム等
	地域交流教室	障害のない人も一緒に楽しめる みんなでバドミントン、みんなで卓球、みんなでポッチャ等
	ジュニア対象教室	スポーツの楽しさを発見する ジュニア車いすスポーツ教室、ジュニアわくわくスポーツ教室
	重度障害者対象教室	安全かつ介護者も楽しめる 親子で楽しむ重複ジュニア体操
	介護予防支援教室	生活に役立つ運動を楽しむ ストレッチ体操タイム、体力測定等
	地域振興事業	障害者がより身近な地域でスポーツに親しむことができる環境づくりの推進のため、障害者スポーツ指導員やボランティアを養成・育成する。 地域振興事業体験、アウトリーチ事業（医療従事者、通院・入院患者とその家族）、センター見学会等
大会・記録会	初心者から上級者まで多くのスポーツ愛好者が日頃の練習の成果を発揮できる場を提供し、家族や地域の方々ともスポーツを通じた交流の場を提供している。	
地域交流事業	センター利用者とその家族や地域の方を含め、障害のあるなしにかかわらず、季節の行事や催しを通じて、相互の理解を図ることを目的に交流事業を開催している。	
講習会	障害者スポーツの普及や振興、障害者の身近な地域でのスポーツ活動を支える人材養成・育成の講習会を開催する。 スポーツボランティア講習会、フォローアップ講習会、初級障がい者スポーツ指導員養成講習会、医療連携講座等	

日本財団パラアリーナ

- 2020年東京パラリンピック大会に向けた強化・普及の環境改善を目的に建設
- 最先端のユニバーサルデザインを取り入れ、使いやすさを追求

1. プロフィール

【名称】日本財団パラアリーナ

【所在地】東京都品川区東八潮3-1

【開設年】2018年6月1日 ※2021年度までの期間限定の施設

【所有者】日本財団パラリンピックサポートセンター

【施設管理者】日本財団パラリンピックサポートセンター

【総工費】約8億円

2. 施設概要

- ・ スポーツ施設
アリーナ、トレーニングルーム
- ・ 文化施設
ミーティングルーム、医務室、事務所

3. 施設の特徴

・ 経緯

障害者がスポーツをするうえで、練習施設の確保は大きな障壁の一つとなっている。特に車いす利用者にとっては、床が汚れる、傷がつくなどの理由により施設の利用を断られるケースは多く、使用可能な数少ない練習施設を求めて、長距離移動が伴う現状があった。日本財団パラリンピックサポートセンターは、2020年東京パラリンピック競技大会へ向け、パラリンピックムーブメントの推進事業を実施していたが、前述の現状を鑑みて、2017年1月、パラスポーツ専用の体育館建設に向け始動した。建設にあたっては、障害者スポーツ競技団体、障害者アスリートなどにヒアリングを行い、アスリートが本当に使いやすい理想の体育館を目指した。

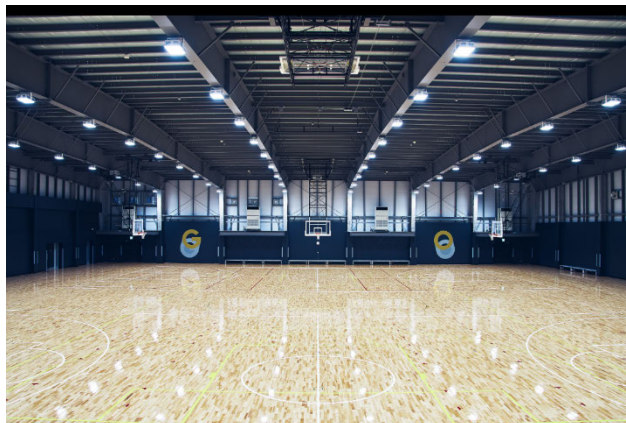


・ ユニバーサルデザイン

館内は段差のないフラット構造で、主要部の扉は幅の広いスライド扉を採用し、競技用車いすでもスムーズに移動できるようになっている。空間認知をサポートするため、通路の壁面と床面の色を切り分けて、コートラインを模したデザインを取り入れたり、各部屋の表示は扉に加えて床面にも施し、視認性向上をデザインの中で表現している。また、駐車場では、すべての駐車スペースで誰もが乗降しやすいように、幅3.5mを確保している。

➤ アリーナ

車いすバスケットボール、ウィルチェアーラグビー、ボッチャ、車いすフェンシング、ゴールボール、卓球、ブラインドサッカーが主に使用する。各競技の準備時間を極力短縮するため、色分けしたラインや点を配置して、すぐに競技に取り組めるよう工夫している。



➤ トレーニングルーム

国際パラリンピック委員会((IPC)公認のベンチプレス台をはじめ、車いすのままでの使用が可能なラットマシンやハンドサイクリンマシンなど、障害者アスリートがスムーズに利用できる器具が設置されている。

➤ ロッカールーム・シャワールーム

車いすのままシャワー室に入り、そのまま利用が可能となっている。また、車いすから移動して利用できるようにマットの設置、シャワー用車いすの設置など、利用者が使いやすいものを選択できるようになっている。車いす利用者の使い勝手を優先して点字ブロックは敷設していないが、主に弱視の視覚障害者のために床を黒色、壁を白色に分け、床にはラインを引くなど、どの障害者にとっても、快適かつ安全な空間を実現している。ロッカーの下には車いす利用者がアプローチしやすいクリアランスをとっているため、スムーズに準備、着替えが可能である。シャワーバーや手すりは、様々な状態に対応できるように左向き、右向きどちらも導入している。



➤ トイレ

トイレットペーパーを左側に設置している個室と、右側に設置している個室のどちらも導入している。便座には、体が安定するように背もたれが設置され、洗面台には、前面の縁を低くして車いす利用者でも手が洗しやすい構造になっている。

➤ 空調

頸椎損傷などの障害者は自ら体温調節することが難しいため、熱中症対策が必須となる。広いアリーナの室温が調整できるように、空調が8つ設置されている。

➤ その他

ゴミ箱には自動センサーを施し、車いす利用者がストレスなく開閉できるように手をかざすだけで開閉可能な蓋を使用している。

4. 運営状況

アリーナの床面にはワックスを二重に塗り、通常よりも厚くすることで、床が傷つきにくい工夫を凝らしている。運用後、床面が傷つくケースはあるが、アリーナスタッフが簡単に修理できるレベルであり、大規模修繕の必要はない。ウィルチェアーラグビーでは松脂を使用するためタイヤ痕が残るが、専用のクリーナーを使用することでタイヤ痕は落とすことができる。練習終了後には、アリーナスタッフがまとめて掃除を行い、次の利用者が気持ちよく利用できる体制を整えている。

5. その他

利用対象者は以下の通り。

- ① パラリンピック競技団体
- ② パラリンピック競技団体所属のクラブチーム
- ③ パラリンピック競技団体所属の個人
- ④ 日本財団パラリンピックサポートセンターが認めるパラスポーツの普及啓発に関する団体

アリーナ利用には、チーム・個人ともに、全て事前登録が必要となる。登録・予約をしたうえで、無料での使用が可能となる。

常設の施設ではなく、2021年度までの期間限定の施設である。

岐阜県福祉友愛アリーナ

- ぎふ清流福祉エリアの一部として県内の障害福祉施設を集約化し、ワンストップ支援を実現
- 障害種別に配慮した設備で圏域の全ての障害者に対応

1. プロフィール

【名称】岐阜県福祉友愛アリーナ

【所在地】岐阜県岐阜市則武 1816-1

【開設年】2019年6月1日

【設置者】岐阜県

【指定管理者】一般社団法人 岐阜県障害者スポーツ協会

2. 施設概要

アリーナ、サウンドテーブルテニス室

3. 施設の特徴

・ 経緯

2000年代後半は、国の法律改正に伴い障害者福祉の在り方が大きく変わった時期であった。発達障害者支援法(2005年)により、発達障害者への支援に注目が集まり、障害者自立支援法(2006年)の施行で、三障害の一元化や福祉サービスの再編が行われた。同時期に、岐阜県では障害者就労支援施設、特別支援学校の老朽化が問題となり、新しく施設を設置することとなった。

医療の発達により重度障害者が外出する機会が増え、より多様な支援が必要とされることが多くなった。こうした背景により、就労支援施設の改築、療育施設の機能強化も図られることとなる。加えて、2012年には、第12回全国障害者スポーツ大会【ぎふ清流大会】が開催された。大会の成功は地元住民の理解につながり、障害者の社会参加推進の後押しとなり、プールと体育館の整備が決まった。



・ 福祉エリアの概要

「ぎふ清流福祉エリア」は、岐阜県が障害者のための福祉、医療、教育、文化芸術、スポーツ、就労施設を一体的に整備し、拠点として位置づけ、障害者支援を展開するエリアである。エリアには、「障がい者総合支援センター」「希望が丘こども医療福祉センター」「岐阜希望が丘特別支援学校」「ぎふ清流文化プラザ」「岐阜県福祉友愛プール」「中央子ども相談センター」「清流園」が現在設置されており、今後は、「岐阜県福祉友愛アリーナ」(2019年6月オープン予定)「障がい者総合就労支援センター」(2020年度中にオープン予定)「木のふれあい館」(2020年度中にオープン予定)が次々とオープンする予定である。

- 福祉エリアのコンセプト

「ぎふ清流福祉エリア」の存在により、障害者はワンストップ支援を受けることが可能となる。例えば、相談センターでの相談が専門的であった場合、医療福祉施設の医師や看護師、理学療法士と協力して支援にあたることが可能となる。

一般的に、関連施設を集約しただけで拠点としての機能を果たすことは難しいため、施設間で連携することにより、意識的に既存の施設と連携することを進めてきた。すでに無料化が決まっていた岐阜県福祉友愛プールと同様に、今後供用開始する予定の岐阜県福祉友愛アリーナの利用料金を無料化したのは、施設間連携の一例である。

これほど多くの福祉関連施設を1ヵ所に集約したケースは珍しく、「岐阜県モデル」として、施設間連携の強みを生かした拠点化を進めている。



- アリーナの主な機能

- 競技大会会場や練習会場として利用可能

国内の公式競技会場として利用可能であるとともに、パラリンピックや全国障害者スポーツ大会等の屋内競技種目をはじめとした多様な障害者スポーツやレクリエーションに対応している(観覧席なし)。車いすバスケットボールや車いすツインバスケットボール、バレーボール、シットイングバレーボール、ゴールボール、ボッチャ、車いすバドミントン、卓球、サウンドテーブルテニス、フライングディスク、電動車いすサッカー、ダンス等で利用が可能である。全国的にも珍しいゴールボールのゴールを設置予定である。

- 障害者スポーツの中核拠点として機能

岐阜県福祉友愛プールとともに、障害者の社会参加の促進と障害者スポーツの推進、競技水準の向上を図る障害者スポーツの中核拠点と位置付けている。具体的には、障害者スポーツに関する相談、障害者スポーツ教室、指導者やボランティア養成、各圏域からの利用と各圏域での活動拡大への支援等を実施する。

- 障害特性に応じた配慮

障害種別の配慮内容は以下の通りである(図表 10-4)。

図表 10-4 岐阜県福祉友愛アリーナの障害種別の配慮内容

障害種	配慮内容
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内は、全面バリアフリー化し、手すりや多目的トイレを設置 ・ 2階アリーナへの移動用に大型エレベーターを2基設置 ・ 玄関付近に屋根付きの身体障害者用駐車場、1階屋外への避難用スロープを設置
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関、エレベーター及び各更衣室前等に音声案内装置を設置 ・ 館内各所に点字を敷設
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内各所に非常時を知らせる赤色回転灯を設置 ・ 館内各所に文字表示ができる電光掲示板やテレビモニターを設置
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異性介護に利用できる家族更衣室を設置

4. 運営状況

・ 体制

職員 3 名（館長含む）、パート 5 名（予定）

5. その他

建設にあたっては施設検討会議を開催し、障害者団体等から意見を集約し、可能な限りその内容を反映した。利用規約などは岐阜県福祉友愛プールと同様とし、アリーナ利用は、全ての人の利用を可能としている（障害者優先）。

今後の課題としてエリア機能の全県的な展開が挙げられる。現在は、各圏域（岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨）にエリアの施設職員を派遣し、普及啓発活動に努めている。例えば、医療福祉施設のスタッフが市町村の保育士らに研修に赴いたり、中央こども相談センターの職員が各圏域の発達障害者支援センターに出向いたりして、福祉エリアの効果を伝えつつ、関係を構築していく。岐阜県福祉友愛プールと岐阜県福祉友愛アリーナについては、遠隔地域の障害者の利用支援のためのバス運行や各圏域の団体がバスを借りる場合にはバス代の補助を行うなどしている。

サン・アビリティーズ城陽

- 敷地内の障害者支援施設、リハビリ病院と連携し、京都府南部の拠点として事業展開
- パラパワーリフティングの競技別強化拠点として、トップアスリートと身近に接する機会を創出

1. プロフィール

【名称】京都府立心身障害者福祉センター サン・アビリティーズ城陽

【所在地】京都府城陽市中芦原

【開設年】1978年3月

【設置者】京都府

【指定管理者】社会福祉法人 京都府社会福祉事業団

2. 施設概要

体育館、トレーニング室、パラパワーリフティング室、多目的ホール、研修室、アーチェリー場(70m、30m)

3. 施設の特徴

・ 経緯

1978年3月に身体障害者療護施設として開設し、1983年11月、体育館の管理運営を京都府社会福祉事業団が受託した。2001年6月に指定管理者として京都府社会福祉事業団が管理運営を代行している。

・ 心身障害者福祉センターの概要

種別と概要・定員は、以下の通りである(図表 10-5)。

図表 10-5 京都府心身障害者福祉センターの概要

NO	施設種別	概要・定員
1	障害者支援施設	生活介護定員50名、施設入所支援定員50名、短期入所
2	生活訓練事業所 ひまわり	通所 日々定員10名 目的は社会復帰で、京都府で初の高次脳機能障害に特化した生活訓練事業所
3	付属リハビリテーション病院	病床数25床、整形外科、リハビリ科、精神科、神経内科 高次脳機能障害の専門外来は京都府南部の中核医療施設
4	体育館 「サン・アビリティーズ城陽」	障害者支援施設に対して、施設利用者の日常生活に必要な身体能力の維持・向上のための運動支援を継続的に行うとともに、京都府南部の障害者スポーツの拠点となっている。

その他、敷地内に「在宅福祉支援センター」として、ケアプランの作成や地域生活移行の支援と地域定着支援の相談支援事業所 TOMO(特定相談支援、一般相談支援)、障害者の居宅介護のホームヘルプサービスゆうが設置され、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう日常生活

をサポートしている。

・ 体育館の概要

年間利用者数は約 7 万人(そのうち、障害者約 6 万人)となっている。アーチェリー、バドミントン、フライングディスク、テニス、卓球、ボッチャなどで利用されている。障害者は 3 ヶ月前から予約可能で、障害のない人は、利用に支障のない範囲で 1 ヶ月前から予約が可能となっている。



4. 運営状況

常駐スタッフは 4 名で、内訳は、日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツコーチ 1 名、上級障がい者スポーツ指導員 1 名、初級障がい者スポーツ指導員 1 名と車いすフェンシング選手 1 名となっている。実施事業は以下の通りである(図表 10-6)。障害者アーチェリー、障害者バドミントン、障害者テニス、障害者卓球、ツインバスケットボール、ウィルチェアーバスケットボールは、教室事業をきっかけにサークルとして活動している。

図表 10-6 サン・アビリティーズ城陽の実施事業

区分	形態	事業名	備考
障害者スポーツ事業	自主事業	障害者アーチェリー教室(春季)	講師は京都府アーチェリー連盟指導員
		障害者アーチェリー教室(秋季)	
		障害者バドミントン教室	講師は城陽バドミントン協会指導員
		フライングディスク講習会&試合体験	講師は京都府フライングディスク協会指導員
		フライングディスク試合体験	
		障害者テニス教室	講師は城陽テニス協会指導員
		障害者卓球教室	障害クラス分けなしの大会
		卓球バレー体験会&親睦試合	講師は城陽サンアビリティーズ体育指導員
		卓球バレー親睦試合	
		スポーツ事業	共催事業
綴喜地区卓球バレー大会	山城北保健所がとりまとめ		
サン・アビリティーズ城陽アーチェリー大会	京都府アーチェリー連盟がとりまとめ		
京都市長杯アーチェリー大会	京都市アーチェリー協会がとりまとめ		
京都室内アーチェリー記録会	京都府アーチェリー連盟がとりまとめ		
アーチェリー体験教室(春季)	講師は京都府アーチェリー連盟指導員		
アーチェリー体験教室(秋季)			

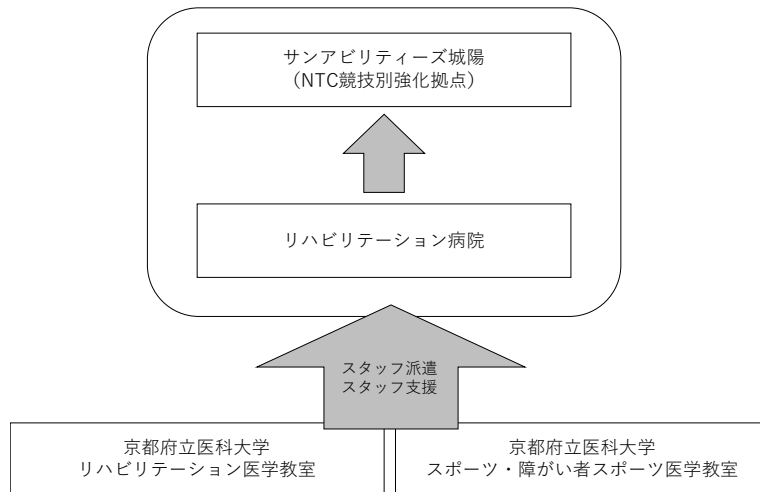
5. パラパワーリフティングの競技別強化拠点

「京都府障害者スポーツアクションプラン」で障害者スポーツの課題(競技力の向上、裾野拡大)が示され、トップアスリートが日常的に活動できる施設整備による競技力の向上、およびトップアスリートと身近に接する機会の創出による裾野拡大を目指し、ナショナルトレーニングセンター(NTC)競技別強化拠点施設を誘致した。

隣接するリハビリテーション病院や近隣の京都府立医科大学との連携により、フィットネスチェ

ックやメディカルチェックなど、データに基づく効果的な医科学的サポートを受ける環境が整い、2016年7月、文部科学省からパラリンピック・パラパワーリフティング競技の競技別強化拠点施設に指定された(図表 10-7)。

図表 10-7 サン・アビリティーズ城陽の連携図



練習環境としては、ベンチ台 9 台、ダンベル、ラットプルダウン(後背筋強化)マシン、筋電図、超音波治療器、筋収縮特性測定器などが整備され、約 40 名の強化指定選手が年 100 日以上 of 強化合宿や合同練習会開催に合わせて一堂に会する。今まで、全国各地でバラバラに練習していた選手たちが、拠点ができ、定期的に集まれるようになったことで、積極的に情報交換が行われるようになり、より集中して練習に取り組めるようになった。



太陽の家サンスポーツセンター

- 地域に開かれたスポーツ施設として、太陽の家関係者と地域の人々が供用
- パラリンピアンと地域の人々が共にトレーニングすることで施設を拠点としたコミュニティが構築

1. プロフィール

【名称】太陽の家サンスポーツセンター

【所在地】大分県別府市大字内籠 1393 番 2

【開設年】1991 年

【設置者】社会福祉法人 太陽の家

【施設管理者】社会福祉法人 太陽の家 健康推進課

2. 施設概要

体育館、トレーニング室、理学療法室

3. 太陽の家の概要

「No Charity, but a Chance! ～保護より機会を～」を理念として、1965 年の創立以来、障害者の働く場づくりに取り組み、多くの人々が社会復帰している。仕事や生活の場においてユニバーサルな環境づくりに努めており、日常生活において常に介助を必要とする重度障害者も地域と交流を深めながら生活を楽しんでいる。

太陽の家は、多様な福祉サービスを総合的に提供するため、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援している。以下の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- ・ 特別養護老人ホームの経営
- ・ 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ・ 宿泊所 憩の家の経営
- ・ 簡易住宅の経営
- ・ 障害福祉サービス事業の経営
- ・ 一般相談支援事業の経営
- ・ 特定相談支援事業の経営
- ・ 障害児相談支援事業の経営
- ・ 移動支援事業の経営
- ・ 地域活動支援センターの経営
- ・ 福祉ホーム事業の経営
- ・ 老人居宅介護等事業の経営
- ・ 老人短期入所事業の経営
- ・ 老人デイサービス事業の経営



4. 運営状況

・ 体育館

利用対象者と利用料金などは曜日、時間帯で異なる(図表 10-8)。基本的には、太陽の家の職員が利用することを主な目的としているが、地域において共有の場として、就労している時間帯(平日昼間)や休日は、地域の人にも開放している。多世代の団体・組織が利用しており、スポンジテニス、ミニバレー、バドミントンを楽しむ高齢者団体やサークル、高校のバスケットボール部が週 3 回部活動として利用するなど、地域の人々に利用されている。終業後は、太陽の家関係者が優先的に利用できるように、太陽の家むぎの会⁶に加盟しているクラブのみを対象としている。



図表 10-8 太陽の家サンスポーツセンターの利用時間と利用料

	平日		休日
	昼間 (~18:00)	夜間 (18:00~21:00)	
対象	地域の人に開放	加盟クラブのみ	誰でもOK
利用料	・全面利用：1時間1,000円 ・片面利用：1時間 500円	利用料無料	・加盟クラブは無料 ・それ以外は全面利用：1時間1,000円 ・片面利用はなし
予約	都度	加盟クラブ間で調整	・加盟クラブ：2か月前～ ・加盟クラブ以外：1か月前～

平日の夜間利用(18:00-21:00)は、2部制として、1部(18:00-19:30)、2部(19:30-21:00)に分け、加盟クラブ間で利用時間の調整をしている。加盟クラブは、サンスポーツセンターに加えて、近隣のコミュニティセンターも定期的に利用している(図表 10-9)。

⁶ 太陽の家や協力企業が設置運営する職場または施設に所属する者で組織し、互助・親和の精神を養い、会員の生活の向上と福祉をはかるとともに、障害者にとって住みよい社会をつくるための自主的活動を推進し、太陽の家・関連企業の発展と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

図表 10-9 太陽の家サンスポーツセンターの体育館利用状況

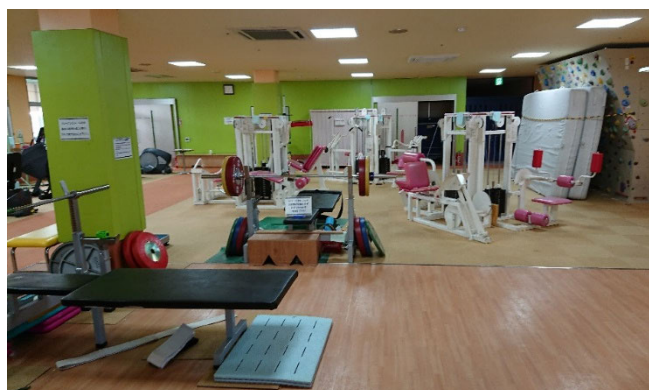
競技名	チーム名	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日	
		1部	2部	1部	2部	1部	2部	1部	2部	1部	2部
車いすバスケットボール	太陽の家スパーズ						○				○
車いすツインバスケットボール	太陽の家プレイカーズ 太陽の家アポロンズ					○					
CPサッカー	FC太陽フリーダムス				○						
車いすテニス	太陽の家テニスクラブSpash		○						○		
ローリングバレーボール	太陽の家DONKEYS	○									
ポッチャ	太陽の家SUN Chips	○		○				○			
バドミントン	バドミントン同好会							○			
卓球バレー	太陽の家サンシャイン			※							
フライングディスク	太陽の家Adventure	※								○	
卓球	卓球クラブ						※				
カヌー	サンフィッシュ	夏季・大野川									

1部(18:00-19:30)/2部(19:30-21:00)
※コミュニティセンター

・ トレーニング室

利用時間は平日の 15:00～20:00 で、障害の有無に関わらず、太陽の家関係者は無料で利用できる。地域の人(太陽の家のOB・OG含む)は一律 200 円、利用者は 1 日平均 20 人程度である。精神障害者の就労が増えたこともあり、トレーニング室の利用者も精神障害者が増加した。

公式パラパワーリフティングの競技用具が整備されており、太陽の家がラオスのパラパワーリフティングの事前合宿地となっている。日頃からパラリンピアンが練習をしているため、地域の利用者と交流をしながら、障害の有無にかかわらず、トレーニング室を拠点にコミュニティが作られている。



5. その他

障害の重度化、高齢化が進んでおり、障害者の機能低下により、QOL が維持できず、定年まで働くことが難しい現実がある。日常的なスポーツ活動を推奨するなかで、QOL 維持につなげていくことを目的としている。

IV. まとめと考察

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、6年が経過しようとしている。我が国の障害児・者を取り巻く環境は、スポーツに限らず、多方面で大きな変化が生じている。内閣府「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(2018)では、2020年東京パラリンピックは共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を考える絶好の機会であり、この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ取り組みを展開するべきとしている。今まさに、共生社会の実現に向けて、国をあげて大きく前進しているところと言えるだろう。

当財団では、2010年度より障害者専用・優先スポーツ施設に関する調査を実施しており、2012年度、2015年度に続き、本調査は4回目となる。本報告書では、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(以下、JPSA)の障がい者スポーツセンター協議会に加盟している26施設を含め、我が国には141の障害者専用・優先スポーツ施設があることを明らかにしている。障害者専用・優先スポーツ施設の要件として、①体育館、またはプールのいずれかを所有している②利用を希望する個人、および団体に施設を貸し出している(障害者の個人利用と団体利用がある)の2点を満たしている公共施設としている。2015年度調査と比較しながら、施設概要、運営状況等についての実態についてみていきたい。

1. 障害者専用・優先スポーツ施設の現状

施設の特徴

障害者専用・優先スポーツ施設の設置年をみると、141施設のうち約7割となる97施設が1990年代より以前に設置されたことになる。公共の施設であるため、限られた予算のなかで、施設の改修、耐震化など経年劣化に対応してはいるものの、施設の廃止、施設機能の移転、新設などが徐々に進んできているのも現実である。2016年度に新設された3施設のうち2施設は既存の施設分類には当てはまらず、「その他」となっている(図表2-1)。経年でみても「その他」と分類された施設は増加しており、その内訳は、総合福祉センター、地域活動支援センター、福祉交流施設、社会福祉施設などであった。今後、さらなる経年劣化が進み、新設施設が増えてくることを考慮すると、次回の調査では施設分類の再考が必要となるだろう。

障害者専用・優先スポーツ施設の付帯施設についてみると、「体育館」が86.1%と最も多かったが、約3割の施設に「サウンドテーブルテニス室」があることも見逃せない結果と言える(図表4-1)。主に視覚障害者が楽しむサウンドテーブルテニスは、防音・消音機能のある空間と専用の卓球台が必要となることから、一般の公共スポーツ施設で準備するのは容易ではない。2012年以降に新たに建設された5施設のうち、4施設で防音・消音の「サウンドテーブルテニス室」が設置されている(残り1施設はプールのみ)。最近の傾向をみても、「サウンドテーブルテニス室」の常設は、障害者専用・優先スポーツ施設の特徴の一つと言えるかもしれない。

利用者の集計方法

障害者専用・優先スポーツ施設における利用者の集計方法は「受付で利用手続きを行った人数を集計している」が約5割、「利用施設ごとの利用者数のべ人数を集計している」が約4割と施設によって異なっていた(図表6-2)。正確な利用者数の把握をするうえでは全国共通の集計方法が必要となるが、施設分類、設置者、運営体制など各施設で事情は異なっており、共通の集計方法の導入は現実的とは言い難い。図表6-1では、障害者専用・優先スポーツ施設の利用者数を2012年度から総利用者数と障害者の利用者数をそれぞれ集計しているが、利用者に

は障害者とその介助者もあり、なかには障害の区別なく集計している施設も存在していることから、本調査における利用者数は、それらの事情を勘案して、参考資料として活用していただくのが賢明であろう。

地域の障害福祉サービス

2015年度調査では45.2%であった障害者専用・優先スポーツ施設における放課後等デイサービス事業の利用状況が本調査では64.2%と増加していた(図表6-6)。障害のある子どもが通う放課後等デイサービスは2012年度に制度化されると、多くの事業者が参入した。児童・生徒の放課後の余暇活動の場として、障害者専用・優先スポーツ施設の活用が進んでいると推察できる。一方で、事業所の参入が相次いだ結果、ずさんな運営をしている事業所の存在も指摘されている。厚生労働省は2018年度、サービスの質の向上を目的に障害の程度に応じて基本報酬に差がつく仕組みへと改定し、今まで一律だった報酬を見直した。今後も障害者専用・優先スポーツ施設における放課後等デイサービスの利用状況については、引き続きの注視が必要となる。

2. 巡回スポーツ教室のレガシーと地域資源の活用

障害者専用・優先スポーツ施設が実施する事業について、障害者スポーツ教室、障害者スポーツ大会・イベント、巡回スポーツ教室(出張教室)の3事業の実態把握につとめた。障害者スポーツ教室は、ボッチャを実施する施設が増加した。重度障害者の参加もボッチャが多かった。

障害者スポーツ大会・イベントでは、多種目の体験会や運動会が増加した一方で、種目別スポーツ大会やイベントが減少した。実施種目は、卓球、ボッチャ、水泳、アーチェリーが多かった。多様な障害者に、多様なスポーツ機会を提供する施設が増加傾向にあるとみることもできる。参加対象者を広げることで、1回の大会・イベントへの参加者数も増加が期待でき、さらなる事業の拡大のきっかけになることを期待している施設側の意図もあると思われる。

巡回スポーツ教室(出張教室)は、多種目の体験型教室、種目別スポーツ教室ともに増加していた一方で、重度障害者の参加はどちらも減少していた。種目は、軽スポーツ、健康体操・健康ヨガが増加、ボッチャ、水泳・水中運動が減少していた。巡回スポーツ教室(出張教室)については、実施場所もたずねている。主な実施場所は、公共スポーツ施設、公民館、特別支援学校、一般校、福祉施設であった。

障害者専用・優先スポーツ施設で開催される障害者スポーツ教室は、基本的にはハード、ソフト両面での整備が進んでいるため、重度障害者の受入れも可能であり、参加者の様々なニーズに対して対応可能であると推察できる。一方で、巡回スポーツ教室(出張教室)は、施設によって設備が異なっているうえ、参加者が日常的な施設利用者でない場合も多く、障害の種類や程度などを正確に把握することが困難である。そのため、軽スポーツや健康体操・健康ヨガなど、どの施設でも実施可能で、障害の種類や程度にかかわらず、誰でも参加可能な種目に限定されがちである。重度障害者の参加が減少している1つの要因としては、対応可能なスタッフの確保が困難であることも挙げられるかもしれない。障害者専用・優先スポーツ施設が巡回スポーツ教室(出張教室)を実施するにしても、施設スタッフ数にも限りがあり、同一施設、同一地域で継続的に実施していくのは難しい。巡回スポーツ教室(出張教室)の次のステップとして、地域の特性や参加者のニーズを把握し、サークル化、もしくは開催施設を拠点化していくことを考える必要がある。そのためにも、中心となって運営するキーパーソンの存在が重要になり、意図を持った人材養成をしていかななくてはならない。現在開催している巡回スポーツ教室(出張教室)を拠点化するための種蒔きの機会と捉え、施設の運営スタッフや参加者へのノウハウの継承を試行し続けること

が求められる。

3. 障害児・者のスポーツの日常化

ネットワーク化の構築

内閣府「平成 30 年版 障害者白書」(2018)によると、我が国の身体障害児・者は約 436 万人、知的障害児・者は約 108 万人、精神障害者は 392 万人で、合計すると約 940 万人となっている。現在、JPSA 公認の障がい者スポーツ指導員は、26,038 人(2019 年 2 月 28 日現在)で、地域差はあるにせよ、障害児・者からスポーツをする際、十分に対応できる体制とマンパワーが整備されているとは言い難い。理想は、地域の障害者がスポーツをする際、いつでもどこでもスポーツができる環境を作ることである。個々人でスポーツへの障壁は異なるが、地域との関わりのなかで、既存の社会資源を活用して、当たり前前にスポーツに取り組める場(環境)づくりが重要である。図表 11-1 で示す通り、施設をハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源の 3 タイプに分けている。それぞれの位置づけは以下の通りである。

① ハブ施設

改めて、JPSA「障がい者スポーツセンター協議会」に加盟している 26 施設(以下、加盟施設)の機能について注目してみたい。本調査において、有給または有償のスポーツ指導員がいる 71 施設のうち、加盟施設の平均指導者数は 21.5 人(24 施設)、未加盟施設の平均指導者数は 3.8 人(47 施設)であった。中級および上級の障がい者スポーツ指導員がいる施設は 29 施設で、そのうち、79.3%(23 施設)が加盟施設であった。障害者スポーツ教室、障害者スポーツ大会・イベント、巡回スポーツ教室(出張教室)の全てを実施しているのは 31 施設で、そのうち 71.0%が加盟施設であった。これらの結果から、加盟施設は障害の程度が軽度から重度まで、スポーツの競技性や志向に至るまで、多種多様なニーズに対応できる専門家を有している施設と言える。先進事例として紹介した東京都障害者総合スポーツセンターは、ハブ施設のモデルと言えるだろう。加盟施設がハブ機能を備えた施設としての存在価値を今以上に高めつつ、地域との密接な関係を築いていくことが重要になる。

② サテライト施設

まずは 141 施設の障害者専用・優先スポーツのなかで、前述のハブ施設を除いた 125 施設と、スポーツ庁「体育スポーツ施設現況調査」(2015 年)において、公共スポーツ施設とされる「公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設」(5,183 施設)と「社会教育施設」(47,536 施設)を合わせた 52,844 施設をサテライト施設とする。公共スポーツ施設における障害者の受入れについては、2015 年度に東京都オリンピック・パラリンピック準備局と公益社団法人東京都障害者スポーツ協会が作成した「誰もが楽しめるスポーツ施設運営をめざして 障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」(2016 年)を皮切りに、2018 年度には埼玉県が「スポーツ施設向け 障害者スポーツ受入マニュアル」(2019 年)を作成するなど、各自治体で公共スポーツ施設における障害者の受入れに目を向けるようになった。背景には、第 2 期スポーツ基本計画において、障害者差別解消法(2016 年)の趣旨に基づき、スポーツ施設管理者に対して、施設における障害者の利用促進に関する言及が後押しになったことは想像に難くない。前述のハブ施設との情報交換に加えて、後述する既存の社会資源とのネットワーク構築、情報交換など、地域の障害者スポーツ環境を整備するうえでは非常に重要な役割を担うことになる。

本調査では、障害者専用・優先スポーツ施設において、約 3 割の施設で、障害者スポーツ指

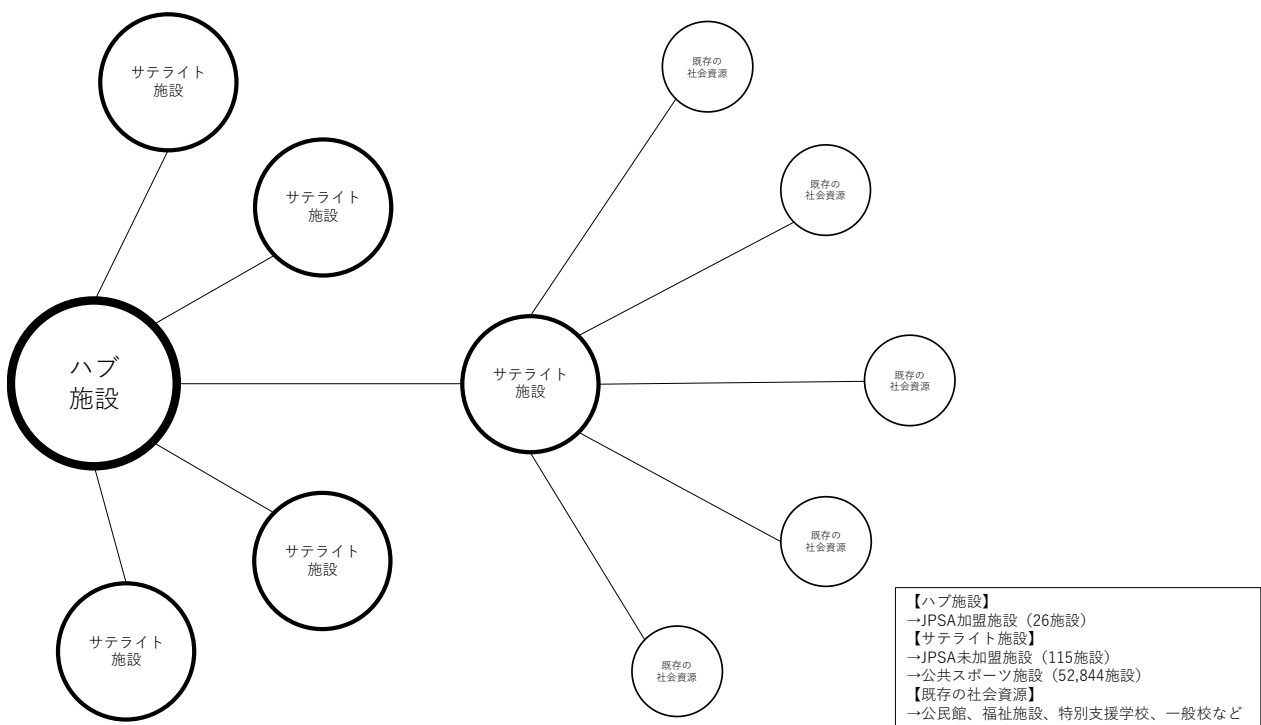
導者がいないことがわかった(図表 7-1)。指導者が常駐している施設という観点でみると拠点とはなりえないが、地域の指導者が日頃の活動場所として集うような位置づけで活用されることで、指導者が中心となった拠点とみることも可能になるであろう。

③ 既存の社会資源

前述した巡回スポーツ教室(出張教室)では、実施場所として既存の社会資源(公共スポーツ施設、公民館、支援学校、一般校、福祉施設)を活用していることがわかった(図表 8-18)。また、笹川スポーツ財団「障害児・者のスポーツライフに関する調査」(2018)において、スポーツ・レクリエーションを実施する場所として、通所介護施設、通所リハビリテーション施設、病院、自宅が多いことも明らかになっている。巡回スポーツ教室(出張教室)、いわゆる「出前教室」の継続的開催を通じて、受入先の施設スタッフと協働して運営することで、“出前”教室から”自前”教室に成熟していく支援にもつながり、既存の社会資源が障害者の居場所が変わっていくことにもなる。現場の参加者ニーズを把握し、現場主導でのサークル化、拠点化を想定した運営こそが望まれる。

既存事業や既存体制の活用、地域の福祉団体・組織とスポーツ団体・組織をつなぐ役割を担うのは、すでに地域の障害者スポーツ関連のネットワークを保有しており、障害者スポーツの専門知識を有する関係者と統括できる立場の障害者スポーツ協会が望ましい。そういった観点から、現在、当財団は 2018 年度から実践プロジェクトとして「SSF 地域スポーツイノベーター」を開始した。現在、大分県障がい者体育協会の職員として配置し、前述の既存事業・体制を活用しながら、地域の障害者スポーツ関連のネットワークを新たに構築していくことを目的として継続的に効果検証している段階にある。既存の社会資源を効率的に活用する方法のノウハウを収集して、他の地域の参考になるべく事業を進めている。

図表 11-1 ハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源と地域との関係



継続的な運営支援

既存の社会資源をネットワーク化したあとに重要になるのが、サークルによる自主運営や現場で開催される“自前”教室を継続的に開催していくことである。JPSA「障がい者スポーツ指導員実態調査」(2019)では、指導員に依頼があった場合の協力可能性についてたずねている。条件が合えば協力可能が約7割と最も多く、協力頻度として、「年数回程度」「月1回程度」が約3割、「月2～3回程度」が約2割であった。さらに、依頼があった場合の協力費用では、「交通費等の必要経費の支給」が約6割、「交通費等の必要経費の支給と指導・スタッフ謝金の支給」が約2割であった。現場で活動するうえでは、指導員の存在は不可欠であり、継続的な活動には財政的な支援も必要となってくる。都度、ボランティアとしての関わりでは長期間の継続を望むのは難しく、現場の施設等と相談のうえ、実情に合わせたカスタマイズと受益者負担による運営を目指す方法を地域ごとで模索していく必要がある。その際の主体は、障害者スポーツ協会、障害者スポーツ指導者協議会、開催する施設の管理運営団体・組織などを中心として拠点化していくのが理想だろう。

評価制度の導入

公共スポーツ施設や地域のスポーツクラブなどで障害者の受入れを進めていくにあたっては、いくつかの方法が考えられる。下記に提案する評価制度が全て導入されるのが理想ではあるが、まずは、すでに現場で運用している公共スポーツ施設の指定要件に障害児・者の利用を具体的に明示することで、地域の障害者のスポーツ環境を整えていくことを勧めたい。

① 施設の指定管理者の要求水準

施設管理者が、スポーツの実施方法、スポーツ施設へのアクセス方法、生活上のさまざまな情報など、多様な関係者とかわりながら、障害児・者のニーズに応じて、スポーツ機会を提供する。行政の取り組みや指定管理者の施設運営の工夫などを通して、障害のない施設利用者や施設職員の障害者理解を促し、障害児・者のスポーツ環境の向上を図る。例えば、公共スポーツ施設の指定要件として、障害児・者を対象とした教室の開催、教室の指導者は初級以上の障がい者スポーツ指導員の有資格者と障害児・者の利用について具体的に明示することが挙げられる。

② 総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の活用

第2期スポーツ基本計画では、総合型地域スポーツクラブの質的充実のために、総合型クラブの登録・認証等の制度を新たに構築し、総合型クラブの自立的な運営を促進する環境整備について言及している。2020年度までに登録・認証制度を導入するために準備中である。登録基準、認証基準ともに検討中ではあるが、地域課題の解決に向けた社会的な仕組みづくりの定着に向けては、地域の障害児・者が総合型クラブでも当たり前に参加できるための基本要件として記載されることを期待したい。

③ 障害者の受入れ状況の可視化

イギリスの Activity Alliance⁷では、Inclusive Fitness Initiative (IFI)を推進している。IFIは、障害者が身体活動に楽しく取り組めるように、さらなる選択肢や機会を増やすために実施されているプログラムである。スポーツ施設で障害者がスポーツに取り組む状況を可視化するためにIFI Mark 認定制度を導入している。IFI Mark は、準備 (Provisional level⁸)、登録 (Registered

⁷ 旧 English Federation of Disability Sport

⁸ 障害者のニーズに応えるため、改善に向けて努力を始めた施設

level⁹)、優良(Excellent level¹⁰)の3段階に分類され、3年ごとに更新される。IFI Mark 認定制度を日本の実態にあわせて適用して、障害者の受入れ状況を施設の信頼として可視化することで、障害者の利用状況にも変化が期待できる。モデルケースとして、障害者スポーツ関係団体・組織、スポーツ施設管理団体・組織などが中心となり、日本版 IFI Mark 認定制度を導入して、継続的な改善に向けて検証していくのも一案だろう。

2020年東京大会のレガシーの本来の目的とは、障害者スポーツのイベント開催、交流、理解啓発で終わりではなく、2020年をきっかけに社会の制度や仕組みを変革して、パラダイムシフトを起こし、国民の認識、社会的構造を変えていくことである。具体的には、「障害の社会モデル¹¹」の考え方を共有し、人々の心にある障壁の除去に向けた取組「心のバリアフリー」及び物理的障壁や情報に関わる障壁の除去に向けた取組「ユニバーサルデザインの街づくり」を進めるべきとしている。まさに、障害の有無にかかわらず、すべての人が共に生きる社会に向けて大きく前進しているところである。障害者が当たり前前にスポーツ施設に行き、当たり前前に仲間とスポーツを楽しむ。そんな光景を日本のスポーツ施設で日常的にみることが、本当の意味での共生社会と言えるだろう。

⁹ よりインクルーシブな環境作りを目標に掲げ、障害者に対してより質の高いサービスを提供する施設

¹⁰ インクルーシブな環境作りを施設運営に最大限反映し、障害者に対して期待以上のサービスを提供する施設

¹¹ 障害は個人の心身機能の障壁と社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

V. 参考文献・付録

- 藤田紀昭(2013). 障害者スポーツの環境と可能性.
- 笹川スポーツ財団(2015). 障害者スポーツ施設に関する研究 2015.
- 東京都オリンピック・パラリンピック準備局 東京都障害者スポーツ協会(2016). みんなでスポーツ！誰もが楽しめるスポーツ施設運営をめざして 障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル.
- スポーツ庁(2016). 平成 27 年度体育・スポーツ施設現況調査.
- 内閣府(2016). 障害を理由とする差別の解消の推進.
- 内閣府(2017). ユニバーサルデザイン 2020 行動計画.
- 笹川スポーツ財団(2017). SSF 政策提言 2017.
- 笹川スポーツ財団(2017). 諸外国における障害者のスポーツ環境に関する調査〔イギリス、カナダ、オーストラリア〕.
- スポーツ庁(2017). 第 2 期スポーツ基本計画.
- 内閣府(2018). 平成 30 年度障害者白書.
- 笹川スポーツ財団(2018). 平成 29 年度スポーツ庁『地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）』報告書.
- 日本障がい者スポーツ協会(2019). <http://www.jsad.or.jp/>
- 十勝精神障害者スポーツクラブ・アユターレ(2019). <http://aiutare.info/>
- 東京都障害者総合スポーツセンター(2019). <http://tsad-portal.com/mscd>
- 日本財団パラアリーナ(2019). <https://www.parasapo.tokyo/paraarena/>
- 岐阜県福祉友愛アリーナ(2019). <https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/>
- 京都府社会福祉事業団(2019). <http://ksj.or.jp/facility/fa01shin/>
- 太陽の家(2019). <http://www.taiyonoie.or.jp/>
- Activity Alliance (2019). <http://www.activityalliance.org.uk/>
- 埼玉県(2019). スポーツ施設向け 障害者スポーツ受入マニュアル.
- 日本障がい者スポーツ協会(2019). 障がい者スポーツ指導員に関する実態調査.

障害者スポーツ施設に関する研究 2018 報告書

2019年3月発行

発行者 公益財団法人 笹川スポーツ財団

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 3F

TEL 03-6229-5300 FAX 03-6229-5340

E-mail info@ssf.or.jp URL <http://www.ssf.or.jp/>

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書が出典であることを明記してください。
本事業は、ポートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて実施しました。

